証券コード：3086

第9期

平成27年３月１日 ▶ 平成28年２月29日

定時株主総会招集ご通知

開催日時　平成28年５月26日（木）
午前10時
（受付開始：午前９時）

開催場所　ニューピアホール
東京都港区海岸一丁目11番１号

目　次

第９期定時株主総会招集ご通知 …… 1
議決権行使についてのご案内 …… 2

（第９期定時株主総会招集ご通知添付書類）
事業報告
1．企業集団の現況に関する事項 …… 4
2．会社の株式に関する事項 …… 18
3．会社の新株予約権等に関する事項 …… 19
4．会社役員に関する事項 …… 20
5．会計監査人に関する事項 …… 25
6．コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方 … 26
7．会社の体制及び方針 …… 28
連結計算書類 …… 36
計算書類 …… 39
監査報告書 …… 42
株主総会参考書類
第１号議案　取締役９名選任の件 …… 46
第２号議案　平成27年度役員賞与支給の件 … 52
株主総会　会場のご案内 …… **末尾**

J.フロント リテイリング株式会社

J. FRONT RETAILING

DAIMARU　Matsuzakaya　PARCO



代表取締役会長　茶村 俊一

代表取締役社長　山本 良一

株主の皆さまへ

第９期定時株主総会を平成28年５月26日（木曜日）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

当社の事業の現況と課題及び株主総会の議案につき、ご説明申しあげますので、ご高覧賜りますようお願い申しあげます。

J.フロント リテイリング グループ
基本理念

私たちは、時代の変化に即応した
高質な商品・サービスを提供し、
お客様の期待を超える
ご満足の実現を目指します。

私たちは、公正で信頼される企業として、
広く社会への貢献を通じて
グループの発展を目指します。

JFRのシンボルについて

日の丸をモチーフにした円形の中に、社名「J.フロントリテイリング」の頭文字“JFR”で富士山を描きました。百貨店事業を核に、質・量ともに日本を代表する小売業のリーディングカンパニーを目指す強い意志を表現しています。

大阪・名古屋の中継会場にご来場の株主さまへ

大阪・名古屋の中継会場は**会社法上の株主総会の会場ではございません。**
中継会場にご来場の場合は、**議決権行使書もしくはインターネット**により、あらかじめ**議決権のご行使**をお済ませのうえ、入場票を中継会場受付へご提出くださいますようお願い申しあげます。

▶▶ 議決権行使書及びインターネットによる議決権行使についてのご案内は２～３頁をご覧ください。

〔証券コード3086〕
平成28年５月２日

株主の皆さまへ

東京都中央区銀座六丁目10番１号
J.フロント リテイリング株式会社
代表取締役社長　山　本　良　一

第９期定時株主総会招集ご通知

謹啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、下記のとおり第９期定時株主総会を開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、**当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、いずれの場合でも、平成28年５月25日（水曜日）18時までに到着するようお手続きいただきたく、お願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時　平成28年５月26日（木曜日）午前10時（受付開始：午前９時）

２．場　　所　東京都港区海岸一丁目11番１号　ニューピアホール

３．株主総会の目的事項

報告事項　１．第９期（平成27年３月１日から平成28年２月29日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
２．会計監査人及び監査役会の第９期連結計算書類監査結果報告の件

決議事項　第１号議案　取締役９名選任の件
第２号議案　平成27年度役員賞与支給の件

４．招集にあたっての決定事項　次頁の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

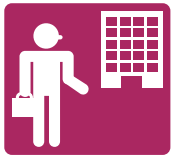
以　上

＊ 当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申しあげます。
なお、株主でない代理人及び同伴の方など、議決権を行使できる株主の方以外はご入場いただけませんので、ご注意ください。
（お身体の不自由な株主さまの同伴の方を除きます）

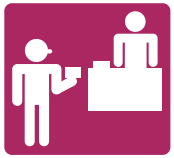
- 招集通知の添付書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条に基づきインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には掲載していません。
- 監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集通知に記載の各書類と当社ウェブサイトに掲載しております「連結注記表」及び「個別注記表」とで構成されています。
- 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類、計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト ▶ http://www.j-front-retailing.com/

議決権行使についてのご案内

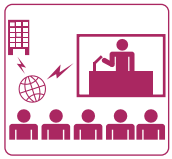


当日株主総会にご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申しあげます。

※議決権行使書のご郵送またはインターネットによる議決権行使はいずれも不要です。



中継会場にご来場の場合

中継会場は**会社法上の株主総会の会場ではございません。**
郵送もしくはインターネットいずれかの方法により、あらかじめ**議決権行使**をお済ませのうえ、ご来場ください。

当日ご出席願えない場合は、下記もしくは右頁の方法により、議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

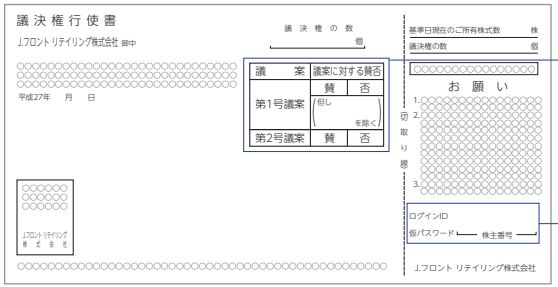


郵送で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示され、折り返しご送付ください。

行使期限	平成28年5月25日（水曜日）　18時 到着分まで

■ 議決権行使書のご記入方法のご案内



【議決権の行使のお取り扱いについて】
議決権行使書用紙において、各議案につき賛否のご表示のない場合は、「賛」の意思表示があったものとして取り扱うこととさせていただきます。

こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 全員賛成の場合 ▶ 「賛」の欄に○印
- 全員否認する場合 ▶ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を否認する場合 ▶ 「賛」の欄に○印をし、否認する候補者の番号をご記入ください。

第2号議案

- 賛成の場合 ▶ 「賛」の欄に○印
- 否認する場合 ▶ 「否」の欄に○印

インターネットによる議決権行使に必要となる、ログインIDと仮パスワードが記載されています。

機関投資家の皆さまへ

当社株主総会における議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

インターネットで議決権を行使される場合

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申しあげます。

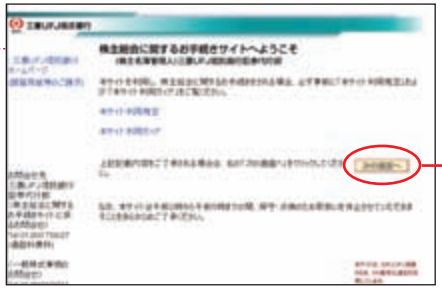
行使期限　平成28年5月25日（水曜日）　18時 受付分まで

インターネットによる議決権行使の方法

1 議決権行使サイトにアクセスする

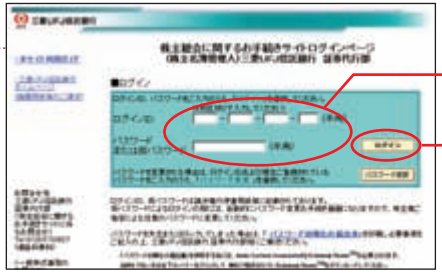
議決権行使サイトにアクセスして「次の画面へ」ボタンをクリックしてください。

＞議決権行使サイト
http://www.evote.jp/



2 ログインする

同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」と「仮パスワード」をご入力いただき、「ログイン」をクリックしてください。



＞＞＞ これでログインが完了です。以降、画面の案内に沿ってお進みください。

- ●株主さま以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- ●株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。
- ●書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- ●インターネットにより複数回数にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

※議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金・パケット通信料等）は、株主さまのご負担となります。
※ファイアーウォール等の使用やアンチウイルスソフトの設定など、株主さまのインターネット利用環境により、ご利用できない場合がございます。

システムに関するお問い合わせ
三菱UFJ信託銀行株式会社
証券代行部（ヘルプデスク）
（通話料無料）**0120－173－027**
（受付時間9：00～21：00）

事業報告 （平成27年３月１日から平成28年２月29日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

⑴ 事業の経過及びその成果

当連結会計年度の日本経済は、政府や日本銀行の経済・金融政策の効果もあり、企業業績や雇用が改善に向かいましたものの、年度後半には世界経済減速の懸念などにより先行き不透明感が強まり、景気回復のペースは減速基調となりました。

小売業界におきましては、実質賃金の伸び悩みや消費の二極化の進展に加え、年度後半からの株価下落や先行き不透明感を反映し、節約志向が強まるなど消費マインドは急速に低下し、個人消費全体は力強さを欠く展開となりました。

このような状況の中、当社グループは「2014～2016年度 中期経営計画」に基づき、百貨店を核に複数の事業を展開するマルチリテイラーとしての発展に向け、既存事業の競争力と収益力の一段の強化をはかるとともに、Ｍ＆Ａなど経営資源の成長分野への重点的な投入を進めてまいりました。

百貨店事業では、幅広い顧客層に支持される魅力的な店づくりと生産性の高い店舗運営体制の構築を目指す「新百貨店モデル」の確立に向けた取り組みとして、松坂屋名古屋店、大丸札幌店などの重点店舗の大型改装を実施いたしました。また、堅調な富裕層マーケット、拡大を続ける訪日外国人マーケットへの対応も併せて強化してまいりました。

パルコ事業では、ＩＣＴ（情報通信技術）の活用や店舗改装の推進、また都市部での新たな商業拠点の拡大による収益力向上に向け、昨年３月に福岡パルコ本館を増床し、名古屋「ＰＡＲＣＯ ｍｉｄｉ」を開業いたしました。さらに、今年２月には新たに札幌ゼロゲートを開業いたしました。

また、マルチリテイラーとしての発展に向け、昨年４月には株式会社千趣会と資本業務提携契約を締結し、同社を持分法適用関連会社化いたしました。両社のグループ資産、ノウハウを活用し、相互販売、商品開発などに取り組んでおります。


千趣会・田邉社長（左）と当社・山本社長

店舗を核に地域とともに発展するビジネスモデルの構築（アーバンドミナント戦略）に向けては、銀座六丁目10地区市街地再開発、松坂屋上野店南館建替え計画に加え、大丸心斎橋店本館建替え計画、宇田川町15地区開発（渋谷パルコ建替え計画）などを推進しております。

オムニチャネル・リテイリングの推進では、「クリック＆コレクト」「スナップダイアリー」などのサービスとともに、千趣会との提携によるシナジー創出に取り組んでまいりました。

海外事業につきましては、技術支援を進めてきた「上海新世界大丸百貨」が昨年５月に全面開業いたしました。また、ＪＦＲプラザが台湾で展開する雑貨小売店「ＰＬＡＺＡ ＴＯＫＹＯ」は、今年３月に合計９店舗となりました。パルコでは、ＩＣＴ活用による店舗事業の優位性拡大及びＥＣを軸とした海外事業の強化に向け、㈱アパレルウェブと業務・資本提携をいたしました。

併せて、より強固な経営体質の構築に向けあらゆる経費構造の見直しをはかり、経営効率の向上に取り組みました。

以上のような諸施策に取り組みました結果、当連結会計年度の売上高は１兆1,635億64百万円（前年比1.2％増）、営業利益は480億38百万円（同13.9％増）、経常利益は479億10百万円（同18.4％増）、当期純利益は263億13百万円（同31.8％増）となりました。

期末配当金につきましては、１株につき14円とさせていただきました。なお、中間配当額13円を加えた年間配当額は１株につき27円となり、株式併合後の基準で換算いたしますと、前年比２円の増配となります。


上海新世界大丸百貨

セグメントの業績は、以下のとおりであります。

百貨店事業

売上高	7,632億22百万円	前年比 0.4％増
営業利益	287億86百万円	前年比24.1％増

「新百貨店モデル」の確立に向けた取り組みとして、各店舗改装においてマーケット変化に対応した商品カテゴリー、売場構成の見直しを進め、競争力・収益力の強化をはかってまいりました。松坂屋名古屋店では、「地域のお客様に愛される上質な進化型百貨店」を目指し、昨年３月より第３期改装計画を進めてまいりました。昨年10月には南館４～６階に「ヨドバシカメラ」を導入し、今年４月には、メンズフロアの改装を実施し北館を「松坂屋ジェンタ」の名称でオープンさせるなど、幅広い世代のお客様にご来店いただける百貨店としての体制を整えました。また、大丸札幌店では、昨年10月より１階へのラグジュアリーブランド導入、２階での婦人雑貨フロア改装を順次実施いたしました。

堅調な富裕層マーケットへの対応としては、「お得意様ゴールドカード」の新規口座開拓を継続して推進いたしました。また、増加する訪日外国人のお客様への対応では、訪日観光シーズンに合わせた販促、動員施策などを各店で実施いたしました。

千趣会との取り組みでは、同社のファッションブランド「Ｋカラット」のショップを大丸神戸店と松坂屋名古屋店において期間限定で展開し、次年度に向けての商品開発、シナジー創出のための協業体制の構築を進めました。また、大丸松坂屋百貨店の紳士服プライベートブランド「トロージャン」を６年ぶりにリモデルいたしました。



松坂屋ジェンタ（松坂屋名古屋店）

なお、大丸心斎橋店では本館建替え工事のため昨年12月30日をもって本館の営業を一時休止いたしました。今後、設計者Ｗ・Ｍ・ヴォーリズの歴史的建築の価値継承と建物の安全性向上を通じ、地域の発展に貢献する新たな本館の構築を進めてまいります。

以上のような諸施策に取り組みました結果、売上高は7,632億22百万円（前年比0.4％増）となり、営業利益は287億86百万円（同24.1％増）となりました。

パルコ事業

売上高	2,810億50百万円	前年比 2.5%増
営業利益	125億82百万円	前年比 2.7%増

ショッピングセンター事業では、福岡パルコの本館増床、名古屋「ＰＡＲＣＯｍｉｄｉ」の開業や、札幌ゼロゲートの出店など、都心型店舗での売場面積の増加に加え、既存パルコ店舗におけるターゲット層の拡大をテーマとした改装の推進や、「カエルパルコ」、「ポケットパルコ」などのＩＣＴを活用した店舗施策が奏功し、売上高は前年を上回りました。さらに専門店事業における新規出店や新業態開発、総合空間事業における工事受注増加が寄与しましたことから、売上高は2,810億50百万円（前年比2.5%増）となり、営業利益は125億82百万円（同2.7%増）となりました。



名古屋「PARCO midi」

卸売事業

売上高	578億49百万円	前年比 2.6%減
営業利益	13億15百万円	前年比23.2%増

食品部門における水産・畜産分野の取扱い縮小による減収がありましたが、電子デバイス部門や自動車部品部門が順調に推移いたしました。この結果、売上高は578億49百万円（前年比2.6%減）となりましたものの、売上総利益率の向上と販売費及び一般管理費の見直しにより、営業利益は13億15百万円（同23.2%増）となりました。

クレジット事業

売上高	104億55百万円	前年比 0.7%増
営業利益	27億 3百万円	前年比21.1%減

取扱い手数料率見直しの影響がありましたが、カード会員口座の拡大、外部加盟店でのカード利用促進などの収益拡大策によって売上高は104億55百万円（前年比0.7%増）となり、カード更新費用の一時的増加により、営業利益は27億３百万円（同21.1%減）となりました。

その他事業

売上高　1,047億39百万円　前年比 7.6%増
営業利益　28億 7百万円　前年比16.1%増

その他事業では、通信販売業のＪＦＲオンラインなどが減収となりましたが、J．フロント建装が好調に推移したことにより、売上高は1,047億39百万円（前年比7.6%増）、営業利益は28億７百万円（同16.1%増）となりました。

企業集団の事業セグメント別売上高、営業利益

（単位：百万円）

事業セグメント	第８期（平成26年度）				第９期【当期】（平成27年度）			
	売上高		営業利益		売上高		営業利益	
	実績	構成比	実績	構成比	実績	構成比	実績	構成比
		%		%		%		%
百貨店事業	759,866	66.1	23,192	55.0	763,222	65.6	28,786	59.9
パルコ事業	274,212	23.9	12,255	29.1	281,050	24.2	12,582	26.2
卸売事業	59,371	5.2	1,067	2.5	57,849	5.0	1,315	2.7
クレジット事業	10,381	0.9	3,424	8.1	10,455	0.9	2,703	5.6
その他事業	97,298	8.4	2,418	5.7	104,739	9.0	2,807	5.8
調整額	△51,600	△4.5	△190	△0.4	△53,752	△4.7	△156	△0.2
合計	1,149,529	100.0	42,167	100.0	1,163,564	100.0	48,038	100.0

（注）当連結会計年度よりたな卸資産の評価方法を変更しております。第８期（平成26年度）の期首に当該変更が行われたと仮定して各財務数値を修正しております。

百貨店事業の商品別及び会社別、店別売上高は次のとおりであります。

百貨店事業の商品別売上高　(単位：百万円)

商品別	金　額	構成比	対前期増減率
		%	%
紳士服・洋品	51,935	6.8	△2.8
婦人服・洋品	224,833	29.5	△1.1
子供服・洋品	16,851	2.2	0.7
呉服・寝具・その他衣料	12,744	1.7	△8.5
身回品	77,513	10.2	△0.6
家具	7,253	1.0	△13.6
家電	1,019	0.1	△28.5
家庭用品	25,363	3.3	△5.8
食料品	181,678	23.8	△0.8
食堂喫茶	22,783	3.0	△0.4
雑貨	111,787	14.6	13.8
サービス	3,030	0.4	15.6
その他	26,426	3.4	△1.2
合計	763,222	100.0	0.4

百貨店事業の会社別、店別売上高　(単位：百万円)

会社別、店別			金　額	構成比	対前期増減率
				%	%
株式会社大丸松坂屋百貨店	大丸	大阪・心斎橋店	91,072	11.9	7.8
		大阪・梅田店	65,212	8.5	2.1
		東京店	73,169	9.6	4.3
		浦和パルコ店	3,777	0.5	△6.8
		京都店	70,000	9.2	△0.5
		山科店	3,970	0.6	△5.0
		神戸店	85,079	11.1	△1.1
		須磨店	9,537	1.3	△5.1
		芦屋店	7,132	0.9	△3.2
		札幌店	62,710	8.2	2.2
		小計	471,663	61.8	2.1
	松坂屋	名古屋店	124,834	16.4	△0.6
		上野店	41,577	5.4	△4.0
		静岡店	22,027	2.9	△4.0
		高槻店	9,061	1.2	△4.8
		豊田店	8,346	1.1	△1.3
		小計	205,847	27.0	△1.9
	小計		677,511	88.8	0.9
株式会社博多大丸			56,747	7.4	△1.2
株式会社下関大丸			15,694	2.1	△6.5
株式会社高知大丸			13,269	1.7	△4.4
合計			763,222	100.0	0.4

(注) 1．松坂屋上野店南館は建替えのため平成26年３月11日に営業を一時休止いたしました。
2．大丸心斎橋店本館は建替えのため平成27年12月30日に営業を一時休止いたしました。

⑵ 設備投資の状況

当社グループの経常的な設備投資は、減価償却費の範囲内に収めることを基本的な考え方としております。当年度は、経常投資に加え戦略投資を積極的に実施した結果、総額371億10百万円となりました。

①当連結会計年度中に完成した主要設備

主なものは、百貨店事業では、松坂屋名古屋店・大丸京都店他各店売場改装工事25億90百万円、大丸心斎橋店本館建替えに伴う北館・南館移設集約工事25億92百万円などであります。また、パルコ事業では、広島パルコの店舗改装等に伴う資産の取得49億57百万円などであります。

②当連結会計年度継続中の主要設備の新設、拡充

主なものは、百貨店事業では、松坂屋上野店南館建替工事、大丸心斎橋店本館建替工事、銀座六丁目10地区市街地再開発計画など、パルコ事業では、仙台パルコ新館（仮称）新築工事などであります。

③重要な固定資産の売却、撤去、滅失

主なものは、大丸心斎橋店本館建替えに伴う除却であります。

⑶ 資金調達の状況

当社グループでは、事業活動に必要となる資金は営業活動から得られる資金でまかなうことを基本方針としております。その上で、投資等で必要資金が生じる場合には、財務の健全性・安定性維持を踏まえ、主として社債の発行及び金融機関からの借入などにより資金調達を行っております。

グループ子会社については原則として金融機関からの資金調達を行わず、キャッシュマネジメントシステムを利用したグループ内ファイナンスにより、資金調達の一元化と資金効率化を推進しております。

当連結会計年度については、当社において平成27年８月に総額150億円の無担保普通社債を発行。同年11月に第２回無担保社債120億円（平成24年11月発行）を満期到来により償還いたしました。その結果、当年度末の無担保普通社債残高は270億円となりました。

⑷ 対処すべき課題

厳しい経営環境のなか競争に勝ち残り、ビジョンとして掲げる小売業界のリーディングカンパニーとしての地位確立に向け、2016年度は「2014～2016年度 中期経営計画」の最終年度として、連結営業利益500億円を達成するとともに、2017年度からスタートする次期中期経営計画での大きな飛躍に繋げる１年と位置付け、以下の取り組みを進めてまいります。

■マルチリテイラーとしての競争力・収益力の抜本的強化

百貨店を中心とした競争力のある事業で構成される小売グループを目指し、これまでパルコ、スタイリングライフ・ホールディングス、フォーレストの株式取得を進め、また、昨年４月には、千趣会を持分法適用関連会社化するなど、事業の幅を広げてまいりました。各事業での革新に取り組むとともに、グループシナジー創出をはかり、グループ全体の競争力・収益力を強化してまいります。

（百貨店事業）

「新百貨店モデル」の確立を目指し、各店舗の地域特性に合わせたマーケット対応力の強化、収益性向上に向けた運営体制の見直しを推進してまいります。2016年度には、松坂屋名古屋店などの重点店舗での改装を中心に、マーケット変化に対応した幅広いお客様に支持される売場づくりにより、店頭の魅力化に取り組んでまいります。また、新たにご来店されたお客様にカード会員となっていただく取り組みを強化しております。カード情報の分析をもとに、それぞれのお客様の嗜好に合わせた情報をタイムリーかつ適切に提供することにより再来店を促進し、ＣＲＭ（カスタマー・リレーションシップ・マネジメント）による固定客づくりを進めてまいります。

百貨店事業の強みである富裕層マーケットへの対応では、新規外商口座の開拓強化を継続するとともに、そのニーズを捉えた品揃え、接客サービス両面での充実に取り組んでまいります。また、今後とも増加が予想される訪日外国人のお客様への対応でも、優良顧客向けサービスの導入など、より一層の強化をはかってまいります。

（パルコ事業）

今年８月から建替えのため休業する渋谷パルコ、11月に閉店する千葉パルコの影響を、「都心型」「コミュニティ型」それぞれの店舗別政策の推進、ＩＣＴを活用した情報発信や、インバウンド対応を含めたテナントＭＤの改編で補いつつ、都市部の深耕と店舗優位性の拡大に取り組んでまいります。

今年初夏に仙台パルコの新館、秋には広島で２店舗目となるゼロゲートがオープンいたします。また、2017年秋に建替えオープンする松坂屋上野店新南館へのパルコ業態の出店のほか、ゼロゲートの京都、三宮への出店など次年度以降の成長に向けた開発計画推進にも取り組んでまいります。

また、関連事業につきましても、新規案件の取り組み強化及び外部展開の拡大を推進してまいります。



仙台パルコ新館「仙台パルコ２」

（千趣会との業務提携推進）

マルチリテイラーとしての強みを活かすため、大丸松坂屋百貨店、千趣会のプライベートブランドを共同で企画し、相互に展開する取り組みとして、今年３月から千趣会のブランド「Ｋカラット」の実店舗を大丸松坂屋百貨店へ出店するとともに、大丸松坂屋百貨店のブランド「ソフール」を千趣会のＥＣサイトで展開しております。今後は、オリジナル・ファッションブランドとして「Ｋカラット」の売上拡大に向け、自社の店舗やサイトにとどまらず、路面店、外部商業施設、外部ＥＣサイトへの出店を目指してまいります。また、千趣会の強みであるブライダル、ベビー・マタニティ分野でも共同の取り組みを進め、シナジーの創出をはかってまいります。



Kカラット

■オムニチャネル・リテイリングの推進

大丸松坂屋百貨店、パルコ、千趣会などの多様なチャネルを活用し、オムニチャネル・リテイリングを推進してまいります。2016年度は、千趣会のノウハウ活用による百貨店のＷＥＢ通販事業の基盤強化を早期に実現するとともに、大丸松坂屋百貨店と千趣会が共同でマーケティング、商品企画、プロモーション、顧客情報活用などを行い、店舗、ウェブの垣根を越えた商品、サービスを提供することにより、多様化する顧客ニーズ、購買スタイルへの対応をはかってまいります。加えて、展開商品の拡大や、「Ｋカラット」に続く新しい共同ブランドの開発に向けた取り組みも推進してまいります。

■店舗を核に地域とともに成長するビジネスモデルの構築（アーバンドミナント戦略）

グループ店舗の立地するエリアが厳しい地域間競争に勝ち残るため、大丸松坂屋百貨店、パルコ、大丸コム開発などが一体となって街づくりを進め、賑わいを創出し地域とともに成長する「アーバンドミナント戦略」を推進してまいります。

（銀座六丁目10地区市街地再開発（銀座再開発プロジェクト））

銀座再開発プロジェクトは、東京都中央区銀座にある「松坂屋銀座店」跡地を含む２つの街区で構成された敷地面積約9,080㎡を一体的に整備する再開発事業です。

売場面積約46,000㎡（約13,900坪）の商業施設や、１フロア貸室面積約6,100㎡（約1,850坪）の大規模なオフィスなどから構成される、銀座地区最大級かつワールドクラスクオリティの大規模複合施設として2017年４月の開業を目指しております。



銀座六丁目10地区市街地再開発（銀座再開発プロジェクト）

（松坂屋上野店南館建替え計画）

松坂屋上野店では、2014年春に本館の改装を完了し、2017年秋の完成を目指して、百貨店、パルコ、ＴＯＨＯシネマズ、オフィスなどで構成する新南館を建設中です。松坂屋上野店が位置する御徒町地区では店舗周辺の自社物件を中心に開発を進めており、今後とも地域と一体となり来街者の増加、賑わいの創出に取り組んでまいります。

（大丸心斎橋店本館建替え計画）

大阪・心斎橋地区の新たな賑わい創出と地域のさらなる活性化に向け、大丸心斎橋店本館の営業を昨年末に一時休止し、本館建替え工事に着手いたしました。新本館は地下３階、地上11階建ての建物に約40,000㎡の売場を展開し、2019年秋の開業を目指しております。また、2021年春には本館・北館を接続、一体化させ、回遊性の向上をはかってまいります。併せて、グループ一体での店舗周辺開発により、引き続き地域の活性化を推進してまいります。

（宇田川町15地区開発（渋谷パルコ建替え計画））

昨年12月に渋谷パルコパート１、パート３を含む宇田川町15地区、敷地面積約5,380㎡の都市再生特別地区の都市計画を決定し、同地区にてオフィス商業複合施設の開発を予定しております。店舗を起点に街の回遊性を高め、賑わいの創出、ファッションや演劇文化の育成、情報発信を推進してまいります。


松坂屋上野店南館建替え計画


大丸心斎橋店本館建替え計画


宇田川町15地区開発（渋谷パルコ建替え計画）

（名古屋栄地区）

松坂屋とパルコが隣接する名古屋栄地区では、パルコが2014年10月に名古屋ゼロゲート、昨年３月に「ＰＡＲＣＯ ｍｉｄｉ」を開業するなど、同地区での面の拡がりを創出するとともに、松坂屋名古屋店、名古屋パルコともマーケット変化に対応した改装計画を進めております。今後も、地域活性化に向けた開発と店舗競争力の強化に取り組んでまいります。

■財務戦略の強化

中長期的な企業価値の向上を実現するため、「財務戦略」の立案と推進の強化に取り組んでまいります。具体的には、売上高や営業利益といった収益視点とともに、バランスシートや資本コストを意識した資産効率、資本効率の視点による経営管理をより一層強化し、フリー・キャッシュフローの創出とＲＯＥの向上を基軸とした財務施策を実践してまいります。また､財務体質の改善と金融資本市場の動向を踏まえ、成長戦略を推進するための原資を機動的に確保するとともに、開発案件、店舗改装投資、Ｍ＆Ａに対する投資判断基準や、不採算・低収益事業に対する撤退基準を明確にし、グループとして最適な経営資源配分を実施してまいります。

■コーポレートガバナンスの強化

最良のコーポレートガバナンス実現によるグループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上を目指し、昨年12月に「コーポレートガバナンス方針書」を制定し、開示いたしました。また、同日にコーポレートガバナンス報告書も併せて開示いたしました。

方針書の中では、コーポレートガバナンス・コードで開示が求められている原則（「グループ理念」、「コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方」、「取締役・監査役・執行役員の人事・報酬」など）を含め「株主との関係」、「情報開示」、「取締役会等の役割・責務」など当社グループのコーポレートガバナンスのあるべき姿について記載しております。また、役員選任基準、役員報酬の決定方針、政策保有株式に関する基本方針などの情報も併せて開示しております。

今後は、1）社外役員の知見のさらなる活用、議案の経営戦略議論への集中による取締役会の実効性向上、2）人事・報酬委員会強化、経営人材強化による経営人事機能の向上を重点課題として取り組んでまいります。

■グループビジョン・次期中期経営計画の策定

2017年度以降のさらなるグループ成長に向け、将来のあるべき姿・方向性を示す新たなグループビジョン、及び次期中期経営計画の策定を進めてまいります。

株主の皆さまにおかれましては、なにとぞより一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

⑸ 財産及び損益の状況

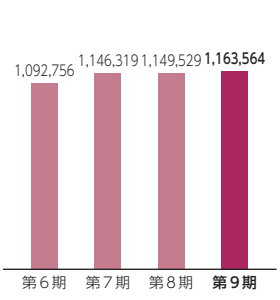
①企業集団の財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

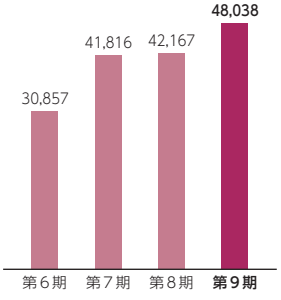
区　分	第６期 (平成24年度)	第７期 (平成25年度)	第８期 (平成26年度)	**第９期【当期】 (平成27年度)**
売上高	1,092,756	1,146,319	1,149,529	**1,163,564**
営業利益	30,857	41,816	42,167	**48,038**
経常利益	32,202	40,502	40,480	**47,910**
当期純利益	12,183	31,568	19,967	**26,313**
１株当たり当期純利益	23円05銭	59円77銭	75円66銭	**100円42銭**
総資産	1,009,165	998,730	1,018,495	**1,019,146**
純資産	390,667	422,215	430,260	**440,594**

(注) １．平成26年９月１日付で普通株式２株につき１株の割合で株式併合を実施しております。第８期（平成26年度）の期首に当該株式併合が行われたと仮定して１株当たり当期純利益を算定しております。
２．当連結会計年度よりたな卸資産の評価方法を変更しております。第８期（平成26年度）の期首に当該変更が行われたと仮定して各財務数値を修正しております。
３．当連結会計年度より退職給付会計基準等を適用しております。退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、第９期（平成27年度）の期首の各財務数値を修正しております。

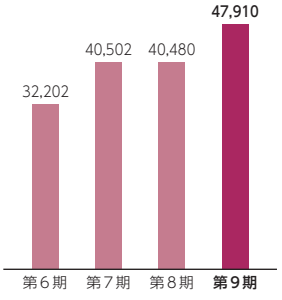
売上高 (単位：百万円)



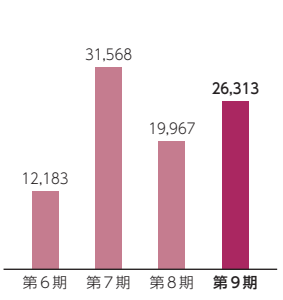
営業利益 (単位：百万円)



経常利益 (単位：百万円)



当期純利益 (単位：百万円)



②当社の財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区　分	第６期 (平成24年度)	第７期 (平成25年度)	第８期 (平成26年度)	**第９期【当期】 (平成27年度)**
売上高	22,744	8,983	11,147	**12,213**
営業利益	20,394	6,280	8,391	**9,194**
経常利益	19,972	6,398	8,460	**9,201**
当期純利益	19,930	12,405	8,388	**6,872**
１株当たり当期純利益	37円69銭	23円48銭	31円77銭	**26円22銭**
総資産	450,201	438,491	429,226	**428,175**
純資産	299,508	306,654	308,681	**303,737**

(注) 平成26年９月１日付で普通株式２株につき１株の割合で株式併合を実施しております。第８期（平成26年度）の期首に当該株式併合が行われたと仮定して１株当たり当期純利益を算定しております。

⑹ 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

（単位：百万円、%）

会　　社　　名	資　本　金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社大丸松坂屋百貨店	10,000	100.0	百貨店事業
株式会社博多大丸	3,037	69.9	百貨店事業
株式会社下関大丸	480	100.0	百貨店事業
株式会社高知大丸	300	100.0	百貨店事業
株式会社パルコ	34,367	64.9	パルコ事業
PARCO（SINGAPORE）PTE LTD	4百万Sドル	64.9	パルコ事業
株式会社ヌーヴ・エイ	490	64.9	パルコ事業
株式会社パルコスペースシステムズ	490	64.9	パルコ事業
株式会社パルコ・シティ	10	64.9	パルコ事業
大丸興業株式会社	1,800	100.0	卸売事業
大丸興業国際貿易（上海）有限公司	2百万米ドル	100.0	卸売事業
大丸興業（タイランド）株式会社	202百万タイバーツ	99.9	卸売事業
台湾大丸興業股份有限公司	60百万NTドル	100.0	卸売事業
JFRカード株式会社	100	100.0	クレジット事業
株式会社J.フロント建装	100	100.0	建装工事請負業・家具製造販売業
株式会社JFRオンライン	100	100.0	通信販売業
株式会社ディンプル	90	100.0	人材派遣業
株式会社J.フロントフーズ	100	100.0	飲食店業
株式会社大丸コム開発	50	100.0	不動産賃貸業・テナント業
株式会社消費科学研究所	450	100.0	商品試験業・品質管理業
JFR PLAZA Inc.	185百万NTドル	90.0	雑貨小売業
フォーレスト株式会社	90	72.9	通信販売業
株式会社エンゼルパーク	400	50.2	駐車場業
株式会社JFRオフィスサポート	100	100.0	事務処理業務受託業
株式会社JFRサービス	100	100.0	リース業・駐車場管理業
株式会社JFRコンサルティング	100	100.0	コンサルティング業
株式会社JFR情報センター	10	100.0	情報サービス業
株式会社大丸松坂屋セールスアソシエイツ	90	100.0	販売・店舗運営業務受託業
株式会社大丸松坂屋友の会	100	100.0	前払式特定取引業

③特定完全子会社に関する事項

名称	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
株式会社大丸松坂屋百貨店	東京都江東区木場二丁目18番11号	222,080百万円	428,175百万円

⑺ 主要な事業内容

百貨店事業、パルコ事業、卸売事業、クレジット事業及びその他の事業として建装工事請負業、通信販売業等

⑻ 主要な営業所

(百貨店事業)

名称	所在地	名称	所在地
株式会社 大丸松坂屋百貨店			
本社	東京都江東区	松坂屋 名古屋店	名古屋市中区
大丸 大阪・心斎橋店	大阪市中央区	上野店	東京都台東区
大阪・梅田店	大阪市北区	静岡店	静岡市葵区
東京店	東京都千代田区	高槻店	大阪府高槻市
浦和パルコ店	さいたま市浦和区	豊田店	愛知県豊田市
京都店	京都市下京区	株式会社 博多大丸	福岡市中央区
山科店	京都市山科区	株式会社 下関大丸	山口県下関市
神戸店	神戸市中央区		
須磨店	神戸市須磨区	株式会社 高知大丸	高知県高知市
芦屋店	兵庫県芦屋市		
札幌店	札幌市中央区		

(パルコ事業)

名称	所在地	名称	所在地
株式会社 パルコ			
本店	東京都豊島区	松本パルコ	長野県松本市
渋谷本部	東京都渋谷区	静岡パルコ	静岡市葵区
札幌パルコ	札幌市中央区	名古屋パルコ	名古屋市中区
仙台パルコ	仙台市青葉区	大津パルコ	滋賀県大津市
宇都宮パルコ	栃木県宇都宮市	広島パルコ	広島市中区
浦和パルコ	さいたま市浦和区	福岡パルコ	福岡市中央区
新所沢パルコ	埼玉県所沢市	熊本パルコ	熊本市中央区
池袋パルコ	東京都豊島区	札幌ゼロゲート	札幌市中央区
渋谷パルコ	東京都渋谷区	名古屋ゼロゲート	名古屋市中区
ひばりが丘パルコ	東京都西東京市	心斎橋ゼロゲート	大阪市中央区
吉祥寺パルコ	東京都武蔵野市	道頓堀ゼロゲート	大阪市中央区
調布パルコ	東京都調布市	広島ゼロゲート	広島市中区
津田沼パルコ	千葉県船橋市	Pedi (ペディ) 汐留	東京都港区
千葉パルコ	千葉市中央区		
株式会社 ヌーヴ・エイ	東京都渋谷区	株式会社 パルコスペースシステムズ	東京都渋谷区
株式会社 パルコ・シティ	東京都渋谷区	PARCO (SINGAPORE) PTE LTD	シンガポール

(卸売事業)

名　　称	所　　在　　地
大丸興業　株式会社	本　社：大阪市中央区 事務所：東京都１、名古屋市１、長野県１、大分県１、海外５
大丸興業国際貿易（上海）有限公司	本　社：中国・上海市
大丸興業（タイランド）株式会社	本　社：タイ・バンコク
台湾大丸興業股份有限公司	本　社：台湾・台北市

(クレジット事業)

名　　称	所　　在　　地
ＪＦＲカード　株式会社	本　社：大阪府高槻市 営業所：東京都２、大阪市２、京都市１、神戸市１、札幌市１、名古屋市１、静岡市１

(その他の子会社)

本社：東京都２社、大阪府９社、神戸市１社、名古屋市１社、さいたま市１社、台湾１社

⑼ 従業員の状況

①企業集団の従業員の状況

区　　分	員　　数
J.フロント リテイリング	112名
百　貨　店　事　業	2,615
パ　ル　コ　事　業	1,496
卸　売　事　業	198
ク　レ　ジ　ッ　ト　事　業	114
そ　の　他　事　業	2,503
合　　計	7,038

(注) 上記従業員のほかに、臨時従業員が期中平均で3,985名おります。

②当社の従業員の状況

員　　数	平　均　年　齢
112名	45.1才

(注) 上記従業員のほかに、臨時従業員が期中平均で13名おります。

③主要な子会社の従業員の状況

名　　称	員　　数	平均年齢
株式会社 大丸松坂屋百貨店	2,029名	46.1才
株式会社　パルコ	477	41.5
大丸興業　株式会社	164	44.0

⑽ 主要な借入先

企業集団の主要な借入先　　(単位：百万円)

借　入　先	借　入　額	借　入　先	借　入　額
株式会社三菱東京UFJ銀行	33,909	株式会社日本政策投資銀行	12,225
株式会社三井住友銀行	15,635	株式会社みずほ銀行	11,675

⑾ その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

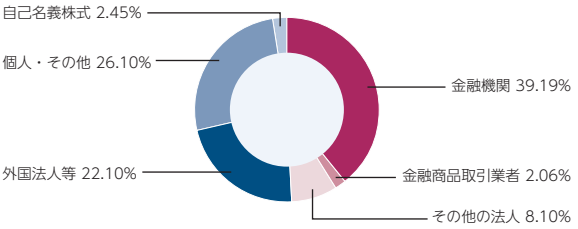
2．会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　1,000,000,000株

(2) 発行済株式の総数　268,119,164株

(3) 株主数　86,095名

ご参考 所有者別株式分布状況



(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	15,914千株	6.08%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	13,583	5.19
日本生命保険相互会社	9,828	3.75
資産管理サービス信託銀行株式会社（投信受入担保口）	7,565	2.89
J.フロント リテイリング共栄持株会	6,318	2.41
株式会社三菱東京UFJ銀行	6,250	2.38
第一生命保険株式会社	5,732	2.19
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口９）	3,666	1.40
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234 （常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部）	3,348	1.28
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 （三井住友信託銀行再信託分・株式会社三井住友銀行退職給付信託口）	3,204	1.22

（注）持株比率は、自己株式（6,575千株）を控除して計算しております。

3．会社の新株予約権等に関する事項

⑴ 当事業年度末日において当社役員等が保有している、職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

J.フロント リテイリング株式会社第５回新株予約権（※　平成19年９月３日発行）
※平成19年９月３日の株式移転に伴い、株式会社松坂屋で発行されていた新株予約権に代わるものとして交付されたものです。

①新株予約権を保有する者の区分、人数（新株予約権の目的となる株式の数）
当社取締役　　１名　（8,500株）

②新株予約権の目的となる株式の種類
当社普通株式

③新株予約権の払込金額
新株予約権１個当たり635,000円（株式１株当たり1,270円）

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
１個当たり500円（１株当たり１円）

⑤新株予約権の行使期間
平成19年９月３日から平成38年７月14日まで

⑥新株予約権の主な行使条件
イ．新株予約権者は、上記⑤の期間内において、当社及び当社子会社の取締役、監査役または執行役員のいずれかの地位を有するときは、新株予約権を行使できないものとする。
ロ．新株予約権者は、当社及び当社子会社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間に限り新株予約権を行使できるものとする。
ハ．新株予約権者が平成37年７月14日まで当社及び当社子会社の取締役、監査役または執行役員のいずれかの地位を有し、新株予約権を行使することができない場合には、平成37年７月15日から平成38年７月14日まで新株予約権を行使することができるものとする。
ニ．新株予約権者がその有する新株予約権を放棄した場合には行使できないものとする。

⑦新株予約権の主な取得条項
特に定めない。

⑧新株予約権の譲渡に関する事項
新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑨有利な条件の内容
該当事項はない。

⑵ 当事業年度中に職務執行の対価として交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4．会社役員に関する事項

⑴ 取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長（代表取締役）	茶村俊一	
取締役社長（代表取締役）	山本良一	
取締役	好本達也	株式会社大丸松坂屋百貨店代表取締役社長 株式会社大丸松坂屋セールスアソシエイツ代表取締役社長
取締役	牧山浩三	株式会社パルコ取締役兼代表執行役社長
取締役 兼専務執行役員	小林泰行	関連事業統括部長 株式会社パルコ社外取締役
取締役 兼常務執行役員	藤野晴由	経営戦略統括部長 株式会社パルコ社外取締役 株式会社白青舎社外取締役
取締役 兼常務執行役員	土井全一	業務統括部長兼コンプライアンス・リスク管理担当
取締役	橘・フクシマ・咲江	G&Sグローバル・アドバイザーズ株式会社代表取締役社長 株式会社ブリヂストン社外取締役 味の素株式会社社外取締役 三菱商事株式会社社外取締役
取締役	太田義勝	コニカミノルタ株式会社特別顧問 ヤマハ株式会社社外取締役
監査役	鶴田六郎	弁護士 TPR株式会社社外取締役 株式会社三井住友フィナンシャルグループ社外監査役 KYB株式会社社外取締役
監査役	石井康雄	株式会社大丸松坂屋百貨店監査役
監査役	西川晃一郎	協和発酵キリン株式会社社外取締役 株式会社大丸松坂屋百貨店監査役
監査役（常勤）	越智文史郎	株式会社大丸松坂屋百貨店監査役
監査役（常勤）	加藤洋一	株式会社大丸松坂屋百貨店監査役

（注）1．取締役橘・フクシマ・咲江、太田義勝の両氏は、社外取締役であります。
2．監査役鶴田六郎、石井康雄、西川晃一郎の３氏は、社外監査役であります。

(ご参考)
○平成28年２月29日現在の執行役員は次のとおりであります。
（取締役の兼務者を除く）

会社における地位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
執行役員	今津　貴博	経営戦略統括部部長経営企画担当
執行役員	榎本　朋彦	経営戦略統括部部長グループＩＣＴ戦略推進担当
執行役員	忠津　剛光	経営戦略統括部グループ組織要員政策担当 兼株式会社大丸松坂屋百貨店執行役員業務本部人事部長
執行役員	窪井　悟	関連事業統括部部長関連事業担当
執行役員	堤　啓之	業務統括部財務部長
執行役員	若林勇人	業務統括部財務戦略・政策担当

（注）平成28年３月１日付で、執行役員の「担当及び重要な兼職の状況」は次のとおり変更となりました。

氏　名	担当及び重要な兼職の状況
今津　貴博	経営戦略統括部部長グループ経営戦略推進担当
若林勇人	財務戦略統括部長兼財務政策担当
堤　啓之	財務戦略統括部部長財務経理担当

なお、榎本朋彦氏は平成28年３月１日付で退任いたしました。

⑵ 取締役及び監査役の取締役会出席状況

①取締役の取締役会出席状況

茶村俊一氏、山本良一氏、好本達也氏、牧山浩三氏、小林泰行氏、藤野晴由氏、橘・フクシマ・咲江氏は当事業年度開催の取締役会16回すべてに出席しております。

また、土井全一氏、太田義勝氏は、取締役就任後、当事業年度開催の取締役会12回すべてに出席しております。

②監査役の取締役会出席状況

鶴田六郎氏は当事業年度開催の取締役会16回のうち、15回に出席しております。

また、石井康雄氏、西川晃一郎氏、越智文史郎氏、加藤洋一氏は、監査役就任後、当事業年度開催の取締役会12回すべてに出席しております。

⑶ 取締役及び監査役の報酬等の総額

	支給人員	報酬等の総額
取締役	11 名	312 百万円
（うち社外取締役）	（ 3）	（ 23）
監査役	9	42
（うち社外監査役）	（ 5）	（ 20）
計	20	355

（注）1．報酬等の総額には、第９期定時株主総会において決議予定の役員賞与89百万円を含めております。
2．上記のほか、当事業年度において、社外監査役が当社子会社から受けた報酬等の総額は10百万円であります。
3．平成20年５月定時株主総会決議による取締役の報酬限度額は、月額50百万円であります。
4．平成20年５月定時株主総会決議による監査役の報酬限度額は、月額７百万円であります。

⑷ 各会社役員の報酬等の額またはその算定方法に係る決定に関する方針の決定方法及び内容の概要

①取締役・監査役の報酬決定方針

当連結会計年度（2015年度）に係る当社の取締役・監査役の報酬は、月額報酬と１年毎の業績に対応した成果・成功報酬型の年度役員賞与で構成されています。

なお、2016年度に係る当社の取締役・監査役の報酬は、本年６月以降支給分について、次のとおり変更することを予定しております。

【社内取締役の報酬】

・経営戦略・経営計画の完遂、目標とする会社業績の達成に向けたインセンティブ付与のため、報酬総額における年度役員賞与（業績連動報酬）の割合を増加させることとし、月額報酬60%、年度役員賞与40%（標準ランク）とする。

【社外取締役・監査役（社内・社外とも）の報酬】

・年度役員賞与を廃止し、月額報酬のみとする。

併せて、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向けて、社内取締役に対する中長期の業績に連動する報酬（株式対価報酬等）の2017年度以降導入を目指し、検討を進めてまいります。

②取締役・監査役の報酬決定手続

当社の取締役・監査役の月額報酬の総額は株主総会の承認決議を経た額を限度とし、年度役員賞与の総額については、毎期、定時株主総会の承認決議を経るものといたします。各取締役に対する具体的な報酬支給額については、あらかじめ定めた役員報酬基準に基づくほか、各取締役について業績評価を毎期実施の上、その業績評価結果をもとに、委員の過半数を社外取締役・社外監査役で構成し委員長を社外取締役とする「人事・報酬委員会」で審議・決定し、その内容を取締役会に答申いたします。各監査役に対する報酬支給額についても、「人事・報酬委員会」で審議の上、その内容を全監査役に答申いたします。

⑸ 社外役員に関する事項

＜社外取締役＞

		橘・フクシマ・咲江	太　田　義　勝
ア.	重要な兼職の状況	G&Sグローバル・アドバイザーズ株式会社 代表取締役社長 株式会社ブリヂストン社外取締役 味の素株式会社社外取締役 三菱商事株式会社社外取締役	コニカミノルタ株式会社特別顧問 ヤマハ株式会社社外取締役
	当社との関係	特別な関係はありません。	特別な関係はありません。
イ.	特定関係事業者との関係	該当事項はありません。	該当事項はありません。
ウ.	当事業年度における主な活動状況	当事業年度開催の取締役会16回すべてに出席いたしました。 橘・フクシマ・咲江氏は、グローバルな視野を持つ人材に関する高い見識及び国際的な企業経営者としての豊富な経験・知識に基づき、経営全般に関する方向性などについて、社内取締役とは別の視点・観点による助言・監督を行うことで、取締役会の実効性向上に寄与しております。 また、取締役会の諮問委員会である人事・報酬委員会の委員長を務め、経営陣の人事・報酬に関する透明性・客観性の確保に寄与しております。	取締役就任後、当事業年度開催の取締役会12回すべてに出席いたしました。 太田義勝氏は、ミノルタ株式会社とコニカ株式会社による経営統合を推進し、当社と同じ持株会社の経営者、かつ指名委員会等設置会社における取締役会議長を歴任するなど、企業経営者として幅広い経験と豊富な知見に基づき、グループ経営の推進などについて、社内取締役とは別の視点・観点による助言・監督を行うことで、取締役会の実効性向上に寄与しております。 また、取締役会の諮問委員会である人事・報酬委員会のメンバーを務め、役員人事に関する透明性・客観性の確保に寄与しております。

（注）社外取締役橘・フクシマ・咲江氏、太田義勝氏は、株式会社東京証券取引所、株式会社名古屋証券取引所が一般株主保護のため確保することを義務づけている独立役員であります。

＜社外監査役＞

		鶴　田　六　郎	石　井　康　雄	西　川　晃一郎
ア.	重要な兼職の状況	弁護士 TPR株式会社社外取締役 株式会社三井住友フィナンシャルグループ社外監査役 KYB株式会社社外取締役	株式会社大丸松坂屋百貨店監査役	協和発酵キリン株式会社社外取締役 株式会社大丸松坂屋百貨店監査役
	当社との関係	特別な関係はありません。	特別な関係はありません。	特別な関係はありません。
イ.	特定関係事業者との関係	該当事項はありません。	該当事項はありません。	該当事項はありません。
ウ.	当事業年度における主な活動状況	当事業年度開催の取締役会16回のうち15回に出席いたしました。 鶴田六郎氏は、法曹界出身者として法務に関する高い見識に基づき、内部統制・監査など事業運営上の規律遵守などについて、取締役会に対する能動的・積極的な助言・勧告などを行うことで、取締役会の実効性向上に寄与しております。また、取締役会の諮問委員会である人事・報酬委員会のメンバーを務め、役員人事に関する透明性・客観性の確保に寄与しております。 また当事業年度開催の監査役会15回のうち14回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。	監査役就任後、当事業年度開催の取締役会12回のすべてに出席いたしました。 石井康雄氏は、海外勤務経験が長く、海外での事業展開に精通するなど、小売業以外のグローバル経営の分野における豊富な経験と適切な知見に基づき、経営戦略の考え方などについて、取締役会に対する能動的・積極的な助言・勧告などを行うことで、取締役会の実効性向上に寄与しております。また、監査役会設置会社の取締役の経験から、監査役会設置会社における取締役会・監査役会の取り組み精度向上についても助言しております。 また監査役就任後、当事業年度開催の監査役会11回のすべてに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。	監査役就任後、当事業年度開催の取締役会12回のすべてに出席いたしました。 西川晃一郎氏は、事業提携やM＆A、経営改革などに携わり、国際的な重要折衝にも数多く関わった経験を通じて財務面にも適切な知見を有し、新規事業やM＆Aに関してのリスクテイクなどについて、取締役会に対する能動的・積極的な助言・勧告などを行うことで、取締役会の実効性向上に寄与しております。 また監査役就任後、当事業年度開催の監査役会11回のすべてに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

（注）上記の社外監査役３氏は、株式会社東京証券取引所、株式会社名古屋証券取引所が一般株主保護のため確保することを義務づけている独立役員であります。

⑹ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役橘・フクシマ・咲江氏、太田義勝氏、常勤監査役越智文史郎氏、加藤洋一氏、社外監査役鶴田六郎氏、石井康雄氏、西川晃一郎氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,200万円または同法第425条第１項に定める最低責任限度額とのいずれか高い額としております。

５．会計監査人に関する事項

⑴ 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

⑵ 会計監査人の報酬等の額

①当社が支払うべき報酬等の額	65百万円
②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	167百万円

（注）１．当社の重要な子会社のうち、株式会社パルコ及び同社の子会社４社は当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。なお、株式会社パルコは有限責任あずさ監査法人の監査を受けております。
２．当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。

⑶ 非監査業務の内容

国際財務報告基準（IFRS）への移行等に係るコンサルティング業務

⑷ 監査役会が会計監査人の報酬に同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算出根拠などが適切であるかどうかについて検討を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

⑸ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項の解任事由に該当し、または監督官庁から監査業務停止処分を受けるなど、当社の監査業務に重大な支障をきたす事態が生じ、これらにより当該会計監査人の解任または不再任が相当であると判断されるに至ったときは、監査役会は、監査役全員の同意により会計監査人を解任し、または株主総会に提出する会計監査人の解任・不再任議案の決定を行うなど必要な対応を講じます。

⑹ 当連結会計年度中に会計監査人が受けた業務停止処分

金融庁が平成27年12月22日付で発表した懲戒処分の内容の概要は以下のとおりであります。

①処分対象者

新日本有限責任監査法人

②処分の内容

・契約の新規の締結に関する業務の停止　３ヶ月（平成28年１月１日～同年３月31日）
・業務改善命令

③処分理由

ア）新日本有限責任監査法人は、株式会社東芝の平成22年３月期、平成24年３月期及び平成25年３月期における財務書類の監査において、７名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽の

ある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した。
イ）当監査法人の運営が著しく不当と認められた。
なお、金融庁は平成28年１月22日付けで課徴金21億1,100万円の納付命令を決定いたしました。

６．コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

⑴ コーポレートガバナンスのあり方

私たちは、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上とは、まさにグループ理念の実現にほかならないと考えております。そのため、当社グループのあるべきコーポレートガバナンスとは、このグループ理念の実現に資するものでなくてはなりません。

純粋持株会社である当社は、グループ理念の実現に向け、当社グループのコーポレートガバナンスの中心として、グループ全体の経営の透明性・健全性・遵法性の確保を担ってまいります。

⑵ 株主との関係

株主の皆さまは、当社の資本の提供者であり、当社グループのコーポレートガバナンスの主要な起点です。したがって、当社は、株主（少数株主・外国人株主を含みます。）の権利を最大限に尊重し、その権利を実質的に確保いたします。

当社は、株主の有する株式の内容及びその数に応じて、株主を平等・公平に取り扱います。また、何人に対しても、特定の株主の権利の行使に関して、当社及び当社グループから財産上の利益を供与いたしません。

⑶ 情報開示

株主・投資家の皆さまとの建設的な対話を促進することは、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上に資するものであると考えます。当社は、建設的な対話の前提となる適時・適切な情報開示を重視し、これらの情報開示を通じてステークホルダーの皆さまとの信頼関係の維持・発展に取り組んでおります。

当社は、金融商品取引法等の法令及び当社株式を上場している金融商品取引所が定める適時開示規則に従い、当社グループの重要情報を適時・適切に開示いたします。また、法令や適時開示規則に該当しない場合であっても、株主・投資家をはじめとするステークホルダーの皆さまに有用と考えられる情報については、社会から求められる企業活動の重要な情報として認識し、当社グループについての理解をより深めていただくためにも、公平かつ迅速に適切な方法により積極的に開示いたします。

⑷ 取締役会等の役割・責務

株主の皆さまに選任され当社の経営を負託された取締役・監査役は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、グループ理念の実現に向け、取締役会において次の役割・責務を果たしてまいります。

①ビジョン・経営戦略・経営計画その他の経営の基本方針について、建設的な議論を重ねるほかそのリスク評価も含めて多面的・客観的に審議し、グループ経営の大きな方向性を指し示すこと
②上記の方向性を踏まえたグループ経営に関する重要な業務執行事項について、その決定プロセスの透明性・公正性・合理性を担保しつつ、迅速・果断に意思決定すること
③経営戦略・経営計画の進捗管理を行うとともに、これらの評価をもとに経営陣の人事・報酬決定を行うこと
④当社グループ全体の内部統制システムの構築・整備を進めるほか、その運用状況を監督すること
⑤関連当事者間の利益相反を監督すること
⑥後継者（次期経営陣幹部）計画の策定・進捗状況を監督すること

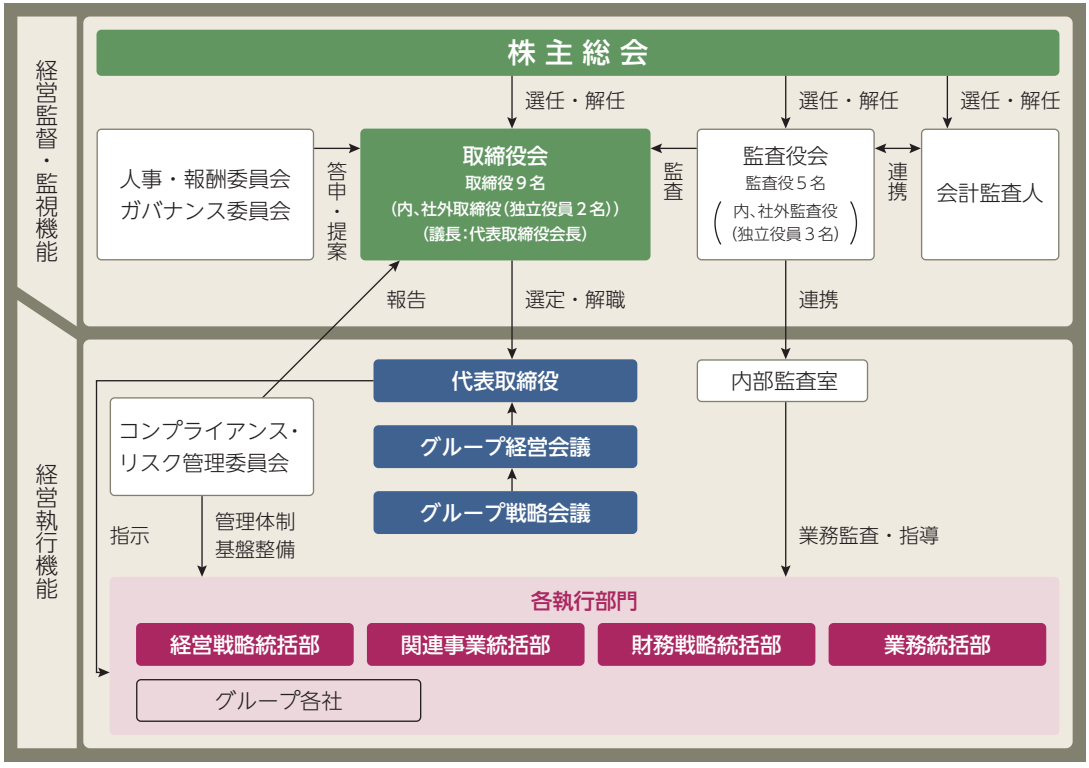
当社は、現在、機関設計として監査役会設置会社を採用しております（※）。その理由は次のとおりです。

①当社グループの各事業の業務執行責任者が、取締役会においてグループ経営に関する重要な事項の審議及びその意思決定に携わることにより、執行との一体性・連続性が確保されること

②グループ経営の適法性を確保するためには、独立性・独任性が法律上確保されている監査役による客観性の高い監査と、常勤監査役による高い情報収集力による精度の高い監査とを実施することが合理的であること

その上で、監査役会設置会社における取締役会の機能を補完し、とりわけその監督機能の実効性を確保するため、複数名の独立社外取締役を選任するほか、取締役会の諮問委員会として「人事・報酬委員会」「ガバナンス委員会」を設置することにより、取締役会の機能強化をはかっております。

（※）なお、当社の機関設計のあり方（監査役会設置会社・監査等委員会設置会社・指名委員会等設置会社の選択）や非業務執行社内取締役の活用については、コーポレートガバナンスの実効性をさらに高めるため、また、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値向上のため、最適な体制の採用を継続的に検討してまいります。



7．会社の体制及び方針

⑴ 業務の適正を確保するための体制＜内部統制システム構築の基本方針＞

（平成28年３月25日改定）

本方針は、当社及び子会社で構成される企業集団（以下、「グループ」という）における全体業務の適正を確保するための内部統制システム構築に関する基本方針を定めたもので、当該方針を具体的に推進することにより企業価値の向上に資することを目的とする。

１．グループ各社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

（会社法第362条第４項第６号、会社法施行規則第100条第１項第４号、第５号ニ）

1)コーポレートガバナンス

①経営に係る重要事項の最終意思決定及び取締役の職務執行の監督は、「取締役会規程」に則り、毎月１回以上開催する取締役会において行う。

②取締役会の意思決定、監視行為等について、経営トップから独立した判断を下し、適切な意思決定ができる独立性の高い社外取締役を置く。

③監査役は、「監査役会規程」及び「監査役監査基準」に則り、取締役及び執行役員の職務執行を監査する。

④有識経験者であり、客観的な立場から当社の経営を監視する社外監査役を招聘し、監査機能を強化する。

⑤取締役会、監査役会の他、以下の会議体を運営する。

グループ経営会議
（社内取締役で構成し、常勤監査役の出席を求め、グループ経営全般に関わる重要な方針・政策について審議・決定する。）

グループ戦略会議
（社内取締役で構成し、グループ経営に関する重要課題についての論議と方向付けを行う。）

グループ業績・戦略検討会
（社内取締役等で構成し、グループ業績及び関連する重要課題の論議、フォロー等を行う。）

グループ連絡会
（社内取締役等で構成し、グループ各社間の重要案件の情報共有等を行う。）

関連事業社長会議、SS事業社長会議
（百貨店を除くグループ各社の業績進捗確認と課題の確認及び情報共有を行う。）

⑥経営戦略統括部、関連事業統括部、財務戦略統括部及び業務統括部を設置し、組織の役割・責任・権限の明確化を図るとともに、執行役員制度を導入し、経営の意思決定と業務執行の分離を図る。

2)コンプライアンス・リスク管理

①グループ各社の全役員及び使用人に対して「JFRグループ理念」、「JFRグループ コンプライアンス・リスク管理マニュアル」を浸透させる。

②社長を委員長とし、顧問弁護士並びに委員長の指名する取締役及び監査役等をメンバーとするコンプライアンス・リスク管理委員会を設置する。

③コンプライアンス・リスク管理経営を推進するため、コンプライアンス・リスク管理担当役員を置く。

④グループ各社にコンプライアンス・リスク管理推進担当部門、担当者を設置し、日常的に法令、社内規程に則った業務運営の監督、指揮を行う。

⑤コンプライアンス・リスク管理委員会は、社内規程、業務運営マニュアル、管理体制策定等の基盤整備に努めるとともに、各社コンプライアンス・リスク管理推進担当部門を通じた定期的な階層別コンプライアンス・リスク管理教育によりグループ全社に法令及び社内ルールを遵守する体制を強化する。なお、社内規程、マニュアル等はイントラネットに掲載することで、全役員及び使用人がいつでも閲覧、確認できることとする。
⑥コンプライアンス・リスク管理委員会は、グループ各社のコンプライアンス・リスク管理推進担当者から各所管のコンプライアンス・リスク管理状況について定期的に報告を求め、適切な是正措置をとるとともに、グループとしての指針及び再発防止策を策定、これを実施させる。
⑦社外（顧問弁護士）にも通報窓口を置くJFRグループの内部通報システムとして、グループ各社で勤務するすべての者が利用できる「JFRグループ コンプライアンス・ホットライン」を設置する。
⑧内部監査室を設置し、グループ各社の業務監査を行い、または、業務監査結果を適正に報告させ、その業務プロセスの適切性、有効性を検証し、当社各部門及びグループ各社に指導・啓蒙を行う。なお、重要な事項については、取締役会、監査役会へ適切に報告する。

3)財務報告の適正性確保のための体制
会計基準その他関連する諸法令を遵守し、財務報告の適法性及び適正性を確保するための社内体制を構築するとともに、グループ各社にも構築させる。

2．グループ各社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
（会社法施行規則第100条第１項第２号、第５号ロ）
①事業運営上のリスクについては、コンプライアンス・リスク管理委員会が評価・管理を行い、重要なリスクについては管理状況を取締役会に定期的に報告する。
②認識された事業運営上のリスクのうち特に重大な案件については、コンプライアンス・リスク管理委員会が対応方針を審議・決定し、グループ各社の所管部門にこれを実行させることで、リスクの発生を防止する。
③大規模な地震、火災、事故等の有事においては、社長を本部長とする「緊急対策本部」が統括して危機管理にあたる。

3．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
（会社法施行規則第100条第１項第１号）
①取締役の職務の執行に係る以下の文書については、文書管理規程に基づき各所管部門が定められた期間、保存・管理し、常時閲覧できる体制をとる。
1)株主総会議事録と関連資料
2)取締役会議事録と関連資料
3)稟議書、申請書、報告書
4)財務報告に係る関係書類
②取締役が主宰する会議体の議事録と関連資料、その他取締役の職務の執行に係る重要な文書については、所管部門が保存・管理し、常時閲覧できる体制をとる。

4．グループ各社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
（会社法施行規則第100条第１項第３号、第５号ハ）
①当社の経営組織として経営戦略統括部、関連事業統括部、財務戦略統括部及び業務統括部を置き、統括部長には原則として取締役が就くこととし、これをもって、取締役会の意思決定事項を執行役員に伝わりやすくし、迅速な業務執行を行う。

②当社の社長及び統括部長は、各々の役割・責任・権限に基づき、経営目標、中長期計画の達成に向けて、グループ各社の全役員及び使用人への周知徹底、実行指示及び効率的な業務執行の監督を行う。また、経営目標、中長期計画に基づく各部門の目標達成の進捗状況については、グループ業績・戦略検討会等において報告を求め、管理する。
③全社的な重要事項についての検討、決定にあたっては、グループ経営会議、グループ戦略会議等を有効に活用し、取締役会の意思決定に資するものとする。
④当社は、グループ事業戦略の企画・立案、グループ経営資源の最適配分及びグループ戦略の進捗・成果管理を行う。また、当社は、グループ全体の事業価値の向上を図るため、グループ各社との契約に基づき、グループ会社に対し、必要かつ適切な経営指導・管理等各種役務の提供を行う。
⑤当社は、グループ共通会計システムの原則導入及び、グループ資金の集中管理の推進など、グループ全体の効率を上げるための体制を構築する。

5．グループ各社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
（会社法施行規則第100条第１項第５号イ）
①当社の社長及び統括部長はグループ各社に対し､必要と認められる業務についての適切な内部統制システムの整備を行うよう指導する。
②当社の社長及び統括部長はグループ各社に対し、グループ業績・戦略検討会、関連事業社長会議、ＳＳ事業社長会議等を通じて業務報告を求め、適正な業務執行を監督する。
③内部監査室が、グループ各社の日常業務について、内部監査を行い、または、業務監査結果を適正に報告させ、その業務プロセスの適切性、有効性を検証し、当社各部門及びグループ各社に指導・啓蒙を行う。重要な事項については、取締役会、監査役会へ適切に報告する。
④コンプライアンス・リスク管理委員会は、グループ各社のコンプライアンス・リスク管理推進担当部門、担当者を統制し、会議体の活用により、グループ全社におけるコンプライアンス・リスク管理経営を推進する。
⑤当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他コンプライアンス・リスク管理上問題があると認められる場合には、グループ各社は、当社の監査役及びコンプライアンス・リスク管理委員会に報告するものとし、当社の監査役及びコンプライアンス・リスク管理委員会は、取締役会に意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。
⑥グループ各社は、事業運営上のリスク案件及び大規模な地震、火災、事故等の有事の発生状況について当社に報告する。

6．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
（会社法施行規則第100条第３項第１号、２号、第３号）
①監査役の職務の補助は、専任の監査役付スタッフがこれを担当する。
②監査役付スタッフの任命、異動については、社内監査役の同意を得た上で行う。
③監査役付スタッフの人事考課は、社内監査役の同意を得た上で行う。
④監査役付スタッフに対する指揮、命令権は、監査役に属するものとする。

7．グループ各社の取締役等及び使用人から監査役に報告をするための体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(会社法施行規則第100条第３項第４号イ、ロ、第７号)

①当社の取締役及び使用人は、グループ各社に著しい損害を及ぼす事実が発生し又は発生する恐れがあるとき、グループ各社の取締役等及び使用人による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役会に報告する。また、前記にかかわらず、監査役はいつでも必要に応じて、グループ各社の取締役等及び使用人に対して報告を求めることができる。
②監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会及びグループ経営会議等重要な会議及び委員会に出席するとともに、稟議書等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、必要に応じてグループ各社の役員及び使用人にその説明を求めることができる。
③子会社の監査役及びグループ各社の内部監査室並びに内部監査部門は、監査役から依頼又は請求があった場合には、必要な監査及び監査報告書の提出その他の業務を行う。
④監査役会は、監査役監査の環境整備、代表取締役との関係強化、監査役監査の経営に対するフィードバックのため、「監査役会規程」に則り、代表取締役との定期的会合等を持つ。
⑤コンプライアンス・リスク管理委員会事務局長は、「JFRグループ コンプライアンス・ホットライン」に通報された内容（重要でないものを除く。）について、速やかにコンプライアンス・リスク管理委員会及び監査役に報告する。
⑥子会社の監査役及びグループ各社の内部監査室並びに内部監査部門は、内部監査結果や違法又は不正な行為を発見したときは、速やかに当社の監査役に報告する。
⑦関連事業統括部などグループ会社を管理する部署は、グループ各社からの違法又は不正な行為に関する報告について、速やかに当社の監査役に報告する。
⑧当社の監査役は、グループ全体の監査の充実及び強化のため、子会社の監査役との定期的会合等を持つ。

8．前項の報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
(会社法施行規則第100条第３項第５号)

①グループ各社は、報告者に対し、報告を理由とした不利益な取扱いは行ってはならない。
②報告者から不利益な取扱いを受けている旨の申出があった場合、コンプライアンス・リスク管理委員会事務局長は、グループ各社に事実関係の調査を行うよう指示する。

9．監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項
(会社法施行規則第100条第３項第６号)

①監査に係る諸費用については、年度計画に基づき予算を措置する。
②監査に係る諸費用について請求を受けたときは、原則として、当該請求に基づき速やかに支払手続を行う。
③監査役が予算以外に緊急または臨時に支出した諸費用についても、原則として、当該請求に基づき速やかに支払手続を行う。

⑵ 業務の適正を確保するための体制＜内部統制システム構築の基本方針＞の運用状況の概要

当社では、「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、内部統制体制の整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における主な運用状況は以下のとおりであります。

Ⅰ．コーポレートガバナンスについて

①当社は、持続的成長と中長期的な企業価値の向上を目指し、グループにとっての最良のコーポレートガバナンスを実現することを目的として、当社グループのコーポレートガバナンスのあり方を指し示す「コーポレートガバナンス方針書」を制定しました。

②当社は、グループ理念に照らし、当社グループの経営を担う者は「戦略思考」「変革のリーダーシップ」「成果を出すことへの執着心」「組織開発力」「人材育成力」の各資質を備えるべきと考えております。そのため、当社及び主要子会社の取締役・監査役・執行役員の人事については、指名・選任方針に基づくほか、第三者機関による経営人材評価の結果を踏まえて決定しております。

③当社は、2015年６月から９月にかけて、第三者機関による取締役会評価を実施し、その評価項目は取締役会の役割・責務に照らし、取締役会の構成・運営状況・審議事項・審議資料などの項目について、それぞれ分析・評価を行いました。評価手法は、第三者機関が全取締役、全監査役へ取締役会に関する考え方や問題意識について個別ヒアリングし、また「取締役会直接観察」した結果を集計・分析した報告書を作成し、その報告書をもとに取締役会で審議する手法で行いました。

④取締役会諮問委員会として、「人事・報酬委員会」の構成・運営・規程の見直しを行うとともに、「ガバナンス委員会」を新設し、コーポレートガバナンスや企業経営全般に関する課題（当社の機関設計の考え方など）に関して、議論・意見交換しております。

Ⅱ．コンプライアンス・リスク管理体制及び損失の危機の管理について

①当社は、「Ｊ．フロント リテイリンググループ理念」及び「Ｊ．フロント リテイリンググループ コンプライアンス・リスク管理マニュアル」をイントラネットに掲載のほか、職制を通じた教育や、ｅラーニング研修を行い、コンプライアンスの啓発を推進しております。当事業年度は、「個人情報におけるセキュリティ対策」、「広告表現を中心とした有利・優良誤認への対策」を重点テーマとしました。

②当社は、当社グループのコンプライアンス経営上の課題への対応及び事業運営上のリスク管理と評価を適切に実施するため、コンプライアンス・リスク管理委員会（メンバーに顧問弁護士を含みます）を設置しております。コンプライアンス・リスク管理委員会は、重大なコンプライアンス違反事案・リスク案件への対応方針を策定するほか、コンプライアンス・リスク管理担当部門に対して、コンプライアンス・リスク管理体制の基盤整備（社内規程、業務運営マニュアル、管理体制策定など）を行っております。

なお、コンプライアンス・リスク管理委員会（当事業年度は４回開催）での審議内容については、定期的及び適時に取締役会に報告を実施しております。

③当社は、内部通報制度（JFRグループコンプライアンス・ホットライン）を設置しております。この内部通報制度は、通報者の秘密保護のほか、通報者に対する不利益な取扱いの禁止について、当社グループの社内規程で厳格に規定し、通報への対応も適切に行っております。

④当社は、大規模な地震、火災、事故等の有事が発生した時は、社長を本部長とする「緊急対策本部」が統括して危機管理にあたります。当事業年度は大規模な地震、火災、事故等は発生しておりません。

Ⅲ．取締役の職務執行について
①経営戦略・経営計画等の経営の基本方針について、建設的な論議を重ねるほかそのリスク評価を含めて多面的・客観的に審議し、当社グループ経営の大きな方向性を示すことや重要な業務執行について迅速・果断に意思決定することなどを取締役会の役割・責務としました。
取締役会については、戦略の方向性論議に集中するため、「取締役会規程」の付議事項を見直し、その「取締役会規程」に基づき、取締役会（当事業年度は16回開催）において社外役員の意見を踏まえた論議を行っております。
②社外役員への支援・情報連携として、新任就任時には事業概要説明を行うほか、取締役会議案は開催前に社内での論議プロセスや背景を含めて、事前に説明をしております。
③年間の議題をスケジュール化し、経営戦略案件等の重要な業務執行の意思決定等については、方向性の段階から論議を重ねる等、効率的で効果的な管理体制を構築し、取締役会議事録についても正確に記録・作成し、情報の保存及び管理を適切に行っております。

Ⅳ．企業集団における業務の適正を確保するための体制について
①当社グループ経営にかかわる重要な事項は、当社の取締役会決議その他の承認を受ける体制を整備しております。
②当社グループ各社からの業務執行状況は、「グループ経営会議」等において、報告を受けております。
③財務報告に係る内部統制については、内部監査室が「財務報告に係る内部統制規程」に基づき、評価対象としている当社グループ各社の内部統制評価を実施しております。

Ⅴ．監査役の職務執行及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制について
①監査役は、「取締役会」「グループ経営会議」「コンプライアンス・リスク管理委員会」等の重要な会議に出席し、業務執行の意思決定の内容等を確認しております。
②監査役は、当社グループ各社への往査や、代表取締役、内部監査室及び会計監査人等と定期的に情報・意見を交換し、監査の実効性・効率性を高めております。
③監査役事務局を１名配置し、監査役の業務が円滑に遂行できる体制にしております。また、監査役の職務上必要と見込まれる費用については、予算を計上しております。

⑶ 株式会社の支配に関する基本方針

Ⅰ．基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの財務及び事業の内容や当社グループの企業価値の源泉を十分に理解し、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保し、これを向上していくことを可能とする者であることが必要であるものと考えております。

当社は、当社が上場会社であることから、当社の株主のあり方については、一般的には金融商品取引所における自由な市場取引を通じて決まるものであり、特定の株主または特定の株主グループによって当社株式の一定規模以上の取得行為（以下「大量取得行為」といいます。）が行われる場合であっても、当該大量取得行為が当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、一概にこれを否定するものではなく、これに応じるか否かについては、最終的には株主の皆さまのご判断に委ねられるべきものと考えております。

しかしながら、大量取得行為の中には、その目的等からして当社グループの企業価値に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆さまに当社株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、当社取締役会や株主の皆さまが大量取得者の提案内容等について検討し、または当社取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないものなど、当社グループの企業価値を毀損する重大なおそれをもたらすものも想定されます。

このような当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大量取得行為を行う者（以下「大量取得者」といいます。）は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては不適切であり、当社は、このような大量取得行為に対しては、大量取得者による情報提供並びに当社取締役会による検討及び評価といったプロセスを確保するとともに、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の毀損を防止するため、当社取締役会及び株主の皆さまが大量取得者の提案内容を検討するための十分な時間を確保することこそが、株主の皆さまから当社経営の負託を受けた当社取締役会の責務であると考えております。

Ⅱ．基本方針の実現に資する取り組み

当社グループは、大丸・松坂屋の創業以来、その企業理念、伝統精神である「先義後利（義を先にして利を後にする者は栄える）」、「諸悪莫作 衆善奉行（諸悪をなすなかれ、多くの善行を行え）」、「人の利するところにおいて、われも利する」に基づき、永年にわたって呉服商、百貨店業を営んでまいりました。

当社は、当社グループの企業価値の源泉は、これらの理念、精神に基づくことにより築き上げられてきた、お客様及び社会との信頼関係にあるものと考えております。

そこで、当社は、これらの理念、精神に共通する「お客様第一主義」、「社会への貢献」を体現するため、当社グループの基本理念として「時代の変化に即応した高質な商品・サービスを提供し、お客様の期待を超えるご満足の実現を目指す」、「公正で信頼される企業として、広く社会への貢献を通じてグループの発展を目指す」ことを掲げ、この基本理念に基づき、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保及び向上に資するため、当社グループのビジョンである「百貨店事業を核とした、質・量ともに日本を代表する小売業界のリーディングカンパニーの地位の確立」を目指し、さまざまな施策に取り組んでおります。

Ⅲ．基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、現在のところ、大量取得者が出現した場合の具体的な取り組み、いわゆる買収防衛策について特にこれを定めてはおりません。

しかしながら、大量取得者が出現した場合には、当社グループの企業価値の毀損を防止するため、大量取得者の属性、大量取得行為の目的、大量取得者が提案する財務及び事業の方針、株主の皆さま及び当社グループのお客様・お取引先様・従業員・当社グループを取り巻く地域社会その他のステークホルダーに対する対応方針など、大量取得者に関するこれらの情報を把握した上で、当該大量取得行為が当社グループの企業価値に及ぼす影響を慎重に検討する必要があるものと考えます。

したがって、このような場合には、当社は、当社社内取締役から独立した立場にある社外役員及び有識者をメンバーとする独立委員会を設置し、その勧告意見を踏まえた上で、当該大量取得者が前記の基本方針に照らして不適切な者であると判断されるときは、必要かつ相当な対応を講じることにより、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保する所存であります。

Ⅳ．具体的な取り組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社グループで策定するさまざまな施策は、当社グループの基本理念に基づいて策定されており、当社グループの企業価値の源泉であるお客様及び社会との信頼関係のさらなる構築を目指すものであります。したがって、これらの施策は、基本方針の内容に沿うものであり、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであると考えております。

また、基本方針に照らして不適切な者であると判断される大量取得者に対して必要かつ相当な対応を講じることについては、当社社内取締役からの独立性が確保されている独立委員会の勧告意見を踏まえて判断することにより、その判断の公正性・中立性・合理性が担保されており、当社グループの企業価値・株主共同の利益を損なうものではないとともに、当社の会社役員の地位の維持をその目的とするものではないと考えております。

⑷ 資本政策の基本方針

当社は、フリー・キャッシュフローの増大とＲＯＥの向上が持続的な成長と中長期的な企業価値を高めることにつながるものと考えております。その実現に向け、「戦略投資の実施」「株主還元の充実」及びリスクへの備えを考慮した「自己資本の拡充」のバランスを取った資本政策を推進いたします。

また、有利子負債による調達はフリー・キャッシュフロー創出力と有利子負債残高を勘案して行うことを基本とし、資金効率と資本コストを意識した最適な資本・負債構成を目指してまいります。

フリー・キャッシュフロー、ＲＯＥの向上には、収益を伴った売上拡大を実現する「事業戦略」及び投下資本収益性を向上させる「財務戦略（資本政策を含みます。）」が重要です。併せて、基幹事業の強化、事業領域の拡大・新規事業の積極展開等に経営資源を重点配分することにより、営業利益の最大化と営業利益率を持続的に向上させていくことが重要であると考えております。

⑸ 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、健全な財務体質の維持・向上をはかりつつ、利益水準、今後の設備投資、フリー・キャッシュフローの動向等を勘案し、安定的な配当を心がけ連結配当性向30％以上を目処に適切な利益還元を行うことを基本方針としております。また、資本効率の向上及び機動的な資本政策の遂行などを目的として自己株式の取得も適宜検討いたします。

連結計算書類

連結貸借対照表 (平成28年２月29日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**180,890**	**流動負債**	**302,944**
現金及び預金	30,039	支払手形及び買掛金	90,768
受取手形及び売掛金	68,049	短期借入金	40,219
有価証券	1,233	コマーシャル・ペーパー	30,798
たな卸資産	28,205	未払法人税等	8,322
繰延税金資産	11,671	前受金	19,318
その他	41,865	商品券	38,599
貸倒引当金	△173	賞与引当金	5,709
固定資産	**838,170**	役員賞与引当金	204
有形固定資産	**668,651**	返品調整引当金	21
建物及び構築物	182,772	単行本在庫調整引当金	121
土地	360,297	販売促進引当金	709
建設仮勘定	120,751	商品券等回収損失引当金	13,913
その他	4,829	事業整理損失引当金	487
無形固定資産	**41,444**	店舗建替損失引当金	1,245
のれん	568	その他	52,504
その他	40,876	**固定負債**	**275,607**
投資その他の資産	**128,074**	社債	27,000
投資有価証券	46,985	長期借入金	82,905
長期貸付金	1,503	繰延税金負債	89,158
敷金及び保証金	61,515	退職給付に係る負債	32,707
退職給付に係る資産	5,687	役員退職慰労引当金	37
繰延税金資産	5,112	事業整理損失引当金	564
その他	9,980	店舗建替損失引当金	1,191
貸倒引当金	△2,710	その他	42,043
繰延資産	**85**	負債合計	578,552
社債発行費	85	(純資産の部)	
		株主資本	**392,236**
		資本金	30,000
		資本剰余金	209,551
		利益剰余金	163,971
		自己株式	△11,286
		その他の包括利益累計額	**△8,537**
		その他有価証券評価差額金	2,113
		繰延ヘッジ損益	223
		為替換算調整勘定	516
		退職給付に係る調整累計額	△11,391
		新株予約権	**14**
		少数株主持分	**56,880**
		純資産合計	440,594
資産合計	1,019,146	負債純資産合計	1,019,146

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (平成27年３月１日から平成28年２月29日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		
商品売上高	1,151,469	
不動産賃貸収入	12,094	**1,163,564**
売上原価		
商品売上原価	910,927	
不動産賃貸原価	7,104	918,031
売上総利益		**245,532**
販売費及び一般管理費		**197,494**
営業利益		**48,038**
営業外収益		
受取利息	369	
受取配当金	365	
持分法による投資利益	1,886	
その他	3,595	6,216
営業外費用		
支払利息	1,419	
その他	4,924	6,344
経常利益		**47,910**
特別利益		
投資有価証券売却益	960	
関係会社株式売却益	131	1,091
特別損失		
固定資産処分損	2,629	
減損損失	1,570	
店舗建替関連損失	7,492	
事業整理損	1,719	
その他	891	14,303
税金等調整前当期純利益		**34,698**
法人税、住民税及び事業税	14,626	
法人税等調整額	△9,791	4,834
少数株主損益調整前当期純利益		**29,863**
少数株主利益		3,549
当期純利益		**26,313**

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (平成27年３月１日から平成28年２月29日まで)

(単位：百万円)

	株主資本					その他の包括利益累計額					新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
平成27年３月１日残高	30,000	209,556	147,760	△6,369	380,947	2,352	△35	659	△7,832	△4,855	15	54,357	430,465
会計方針の変更による累積的影響額			△3,270		△3,270							△114	△3,384
会計方針の変更を反映した当期首残高	30,000	209,556	144,490	△6,369	377,677	2,352	△35	659	△7,832	△4,855	15	54,243	427,080
連結会計年度中の変動額													
剰余金の配当			△6,832		△6,832								△6,832
当期純利益			26,313		26,313								26,313
自己株式の取得				△5,025	△5,025								△5,025
自己株式の処分		△4		108	103								103
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)						△238	258	△143	△3,558	△3,681	△1	2,637	△1,045
連結会計年度中の変動額合計	−	△4	19,481	△4,917	14,559	△238	258	△143	△3,558	△3,681	△1	2,637	13,513
平成28年２月29日残高	30,000	209,551	163,971	△11,286	392,236	2,113	223	516	△11,391	△8,537	14	56,880	440,594

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

[ご参考]

連結キャッシュ・フロー計算書（要旨）

(平成27年３月１日から平成28年２月29日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
営業活動によるキャッシュ・フロー	36,799
投資活動によるキャッシュ・フロー	△39,741
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,041
現金及び現金同等物に係る換算差額	△0
現金及び現金同等物の増減額	△3,985
現金及び現金同等物の期首残高	32,132
現金及び現金同等物の期末残高	28,147

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (平成28年２月29日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**41,911**	**流動負債**	**51,543**
現金及び預金	11,457	短期借入金	31,100
関係会社短期貸付金	28,325	コマーシャル・ペーパー	19,398
繰延税金資産	129	未払費用	337
その他	1,998	未払法人税等	64
		賞与引当金	169
		役員賞与引当金	89
		その他	385
固定資産	**386,178**	**固定負債**	**72,894**
有形固定資産	**55**	社債	27,000
建物及び構築物	54	長期借入金	45,880
その他	0	繰延税金負債	5
		その他	9
無形固定資産	**23**	**負債合計**	**124,438**
		(純資産の部)	
ソフトウエア	22	**株主資本**	**303,705**
その他	0	資本金	30,000
		資本剰余金	247,100
		資本準備金	7,500
投資その他の資産	**386,100**	その他資本剰余金	239,600
		利益剰余金	37,126
投資有価証券	813	その他利益剰余金	37,126
関係会社株式	324,054	繰越利益剰余金	37,126
関係会社長期貸付金	61,090	自己株式	△10,521
その他	142	**評価・換算差額等**	**17**
		その他有価証券評価差額金	17
繰延資産	**85**	**新株予約権**	**14**
		新株予約権	14
社債発行費	85	**純資産合計**	**303,737**
資産合計	**428,175**	**負債純資産合計**	**428,175**

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (平成27年３月１日から平成28年２月29日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
営業収益		
受取配当金	9,172	
経営指導料	3,040	**12,213**
一般管理費		**3,018**
営業利益		**9,194**
営業外収益		
受取利息	746	
その他	100	846
営業外費用		
支払利息	701	
その他	138	839
経常利益		**9,201**
特別利益		
投資有価証券売却益	50	50
特別損失		
関係会社株式評価損	1,963	
関係会社支援損	300	2,263
税引前当期純利益		**6,989**
法人税、住民税及び事業税	31	
法人税等調整額	84	116
当期純利益		**6,872**

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (平成27年３月１日から平成28年２月29日まで)

(単位：百万円)

	株主資本						評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金		
		資本準備金	その他資本剰余金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金					
平成27年３月１日残高	30,000	7,500	239,602	37,085	△5,532	308,655	9	15	308,681
事業年度中の変動額									
剰余金の配当				△6,832		△6,832			△6,832
当期純利益				6,872		6,872			6,872
自己株式の取得					△5,023	△5,023			△5,023
自己株式の処分			△1		34	33			33
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）							7	△1	5
事業年度中の変動額合計	－	－	△1	40	△4,989	△4,949	7	△1	△4,943
平成28年２月29日残高	30,000	7,500	239,600	37,126	△10,521	303,705	17	14	303,737

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年４月５日

J.フロント リテイリング株式会社
取　締　役　会　御　中

新 日 本 有 限 責 任 監 査 法 人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小　市　裕　之　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴　木　博　貴　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	押　谷　崇　雄　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、J.フロント リテイリング株式会社の平成27年３月１日から平成28年２月29日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、J.フロント リテイリング株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年４月５日

J.フロント リテイリング株式会社
取　締　役　会　御　中

新 日 本 有 限 責 任 監 査 法 人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小　市　裕　之　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴　木　博　貴　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	押　谷　崇　雄　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、J.フロント リテイリング株式会社の平成27年３月１日から平成28年２月29日までの第９期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年３月１日から平成28年２月29日までの第９期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）監査役会は、当期の監査方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容及びその運用状況は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても指摘すべき事項は認められません。

④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年４月６日

J.フロント リテイリング株式会社　監査役会

常勤監査役　越　智　文史郎　㊞
常勤監査役　加　藤　洋　一　㊞
社外監査役　鶴　田　六　郎　㊞
社外監査役　石　井　康　雄　㊞
社外監査役　西　川　晃一郎　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　取締役９名選任の件

本総会終結の時をもって、現任の取締役全員（９名）が任期満了となります。つきましては、取締役９名の選任をお願いするものであります。取締役候補者は次のとおりであります。

（ご参考）
「当社取締役の指名・選任方針」
（社内取締役）
会社法で要求される善管注意義務・忠実義務を果たすことが可能な者であって、グループ経営の重要事項の審議及び経営判断にあたり必要となる当社グループ各事業の豊富な業務経験のほか、当社グループの事業環境（強み・課題等）について深い理解を有し、担当業務にとどまらずグループ視点でリスク・課題を把握の上、これらの執行状況を適切に監督する資質を有する者を指名します。
（社外取締役）
会社法で要求される善管注意義務・忠実義務を果たすことが可能な者であって、企業経営者としての豊富な経験に基づく実践的な感覚及び高い視座・広い視野を持ち、小売業以外のキャリアやグローバルな経営経験等を持つ者など、取締役会における社内取締役とは別の視点・観点による助言・監督機能を期待できる者を指名します。
なお、社外取締役については、当社株主と利益相反が生じることのないよう、当社における「社外取締役・社外監査役の独立性判断基準」を満たす者を指名します。

「当社社外取締役・社外監査役の独立性判断基準」
当社の社外取締役・社外監査役は、当社株主と利益相反が生じるおそれがない高い独立性を有している者から選任されるものとします。なお、その独立性の判断基準は、次のいずれにも該当しないこととします。
① 当社グループの業務執行者
② 当社の主要株主（その業務執行者を含みます。以下③～⑥において同じ。）
③ 当社グループの主要な取引先
④ 当社グループから役員報酬以外に一定額以上の支払を受ける法律事務所、監査法人その他のコンサルタント等
⑤ 当社グループが一定額以上の寄付を行っている寄付先
⑥ 当社グループと役員相互就任関係となる場合のその関係先
⑦ 過去５年間において、上記①～⑥に該当していた者
⑧ 上記①～⑦の配偶者又は二親等以内の親族
なお、上記において、「業務執行者」とは「業務執行取締役、執行役、執行役員その他の使用人等」を、「主要株主」とは「当社の10%以上の議決権を保有する株主」を、「主要な取引先」とは「過去５年間のいずれかの年度において、当社グループとその取引先との間で、当社の連結年間売上高又はその取引先の年間売上高の２%以上の取引が存在する取引先」を、「一定額」とは「過去５年間のいずれかの年度において年間１千万円」をいうものとします。

1 山本 良一（やまもと りょういち）

（昭和26年３月27日生）



■**所有する当社の株式の数**
61,600株

■**当社との特別の利害関係**
なし

■**当事業年度の取締役会出席回数**
16回中16回

■**取締役在任期間**
（本定時株主総会終結時点）
約８年９ヶ月

■略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

昭和48年４月	株式会社大丸入社
平成15年５月	同社代表取締役社長兼最高執行責任者兼グループ本社百貨店事業本部長
平成17年３月	同社グループ本社首都圏新規事業開発室長
平成19年１月	同社グループ本社百貨店事業本部梅田新店計画室長
平成19年９月	当社取締役 当社営業改革・外商改革推進担当 株式会社大丸本社百貨店事業本部長兼梅田新店計画室長 株式会社松坂屋取締役
平成20年３月	株式会社大丸本社営業本部長
平成22年３月	株式会社大丸松坂屋百貨店代表取締役社長
平成24年９月	同社代表取締役社長 兼株式会社大丸松坂屋セールスアソシエイツ代表取締役社長
平成25年４月	当社代表取締役社長（現任）

■取締役候補者とした理由

山本良一氏は、小売業経営全般に亘る豊富な経験を通じて得られた幅広い知見と高い視野を備えております。平成25年の当社代表取締役社長就任後は、当社グループ全般の経営管理を的確かつ効率的に遂行してまいりました。同氏は、当社グループを取り巻く外部環境を踏まえ、当社の進むべき経営戦略の方向性を示すことができる卓越した能力、資質に加え、変革・改革を組織全体に浸透し、成果を導きだす強いリーダーシップを発揮し、取締役としての業務執行を通じて、当社の企業価値の持続的成長に貢献できる人材として適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

2 好本 達也（よしもと たつや）

（昭和31年４月13日生）



■**所有する当社の株式の数**
24,000株

■**当社との特別の利害関係**
なし

■**当事業年度の取締役会出席回数**
16回中16回

■**取締役在任期間**
（本定時株主総会終結時点）
約３年

■略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

昭和54年４月	株式会社大丸入社
平成12年３月	同社本社札幌出店計画室札幌店開設準備室部長
平成20年１月	同社東京店長
平成20年５月	同社執行役員　東京店長
平成22年１月	当社執行役員 百貨店事業政策部営業企画推進室長　兼マーケティング企画推進室長
平成22年３月	株式会社大丸松坂屋百貨店執行役員 同社経営企画室長
平成24年５月	同社取締役兼執行役員
平成25年４月	同社代表取締役社長（現任） 兼株式会社大丸松坂屋セールスアソシエイツ代表取締役社長（現任）
平成25年５月	当社取締役（現任）

■取締役候補者とした理由

好本達也氏は、株式会社大丸松坂屋百貨店の代表取締役であり、経営管理、企画、店舗運営をはじめとする百貨店事業全般に関する豊富な経験と知見を有しております。同氏は当社グループ戦略における百貨店事業の役割、期待を踏まえた高品質な百貨店事業戦略を企画・実行し、また、強い成果志向に基づくスピーディで実効性の高い推進を行う実行型のリーダーとしての能力を有しておりますことから、主要事業子会社の責任者とし、当社の企業価値の持続的成長に貢献できる人材として適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

3 牧山浩三（まきやま こうぞう）

（昭和33年８月28日生）



■**所有する当社の株式の数**
7,800株

■**当社との特別の利害関係**
なし

■**当事業年度の取締役会出席回数**
16回中16回

■**取締役在任期間**
（本定時株主総会終結時点）
約３年

■略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

昭和56年４月	株式会社パルコ入社
平成16年３月	同社執行役　店舗運営局長
平成19年３月	同社常務執行役　店舗統括局長
平成20年３月	同社専務執行役　店舗運営本部長兼店舗統括局長
平成20年５月	同社取締役兼専務執行役
平成21年３月	同社店舗運営局統括
平成22年３月	同社店舗統括担当
平成23年３月	同社事業統括担当
平成23年５月	同社取締役兼代表執行役社長（現任）
平成25年５月	当社取締役（現任）

■取締役候補者とした理由

牧山浩三氏は、株式会社パルコの代表執行役であり、パルコの経営管理、店舗運営に関する豊富な経験と知見を有しております。同氏は当社グループ戦略におけるパルコ事業の役割、期待を十分に理解したうえで、パルコ事業の特性を生かした経営ビジョンを遂行し、組織求心力に基づく実効性の高い推進を行う能力を有しておりますことから、主要事業子会社の責任者とし、当社の企業価値の持続的成長に貢献できる人材として適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

4 小林泰行（こばやし やすゆき）

（昭和26年３月30日生）



■**所有する当社の株式の数**
34,200株

■**当社との特別の利害関係**
なし

■**当事業年度の取締役会出席回数**
16回中16回

■**取締役在任期間**
（本定時株主総会終結時点）
約３年

■略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

昭和48年４月	株式会社大丸入社
平成15年２月	同社理事　札幌店長
平成15年５月	同社執行役員　札幌店長
平成16年１月	同社東京店長
平成19年９月	当社執行役員
平成20年１月	株式会社大丸取締役兼執行役員 本社百貨店事業本部副本部長兼MD統括本部長
平成22年３月	株式会社大丸松坂屋百貨店取締役兼執行役員 営業本部長兼MD戦略推進室長
平成22年５月	同社取締役兼常務執行役員
平成24年５月	株式会社パルコ社外取締役（現任）
平成25年４月	当社常務執行役員 関連事業統括部長（現任）
平成25年５月	当社取締役（現任） 常務執行役員
平成27年５月	当社専務執行役員（現任）

■取締役候補者とした理由

小林泰行氏は、これまで百貨店事業会社において、大丸札幌店開店プロジェクトのリーダーとして、さらにMD戦略の推進役として手腕を発揮するなど、当社グループの事業全般に関して幅広い経験と知見を有しております。また、平成25年４月以来、当社の関連事業統括部長を歴任いたしており、卸売事業、クレジット事業など百貨店事業以外の事業分野を管掌いたしております。同氏は当社グループ戦略における各事業の役割、期待を踏まえた全社経営の観点から事業戦略の企画、推進を行う能力を有しておりますことから、取締役としての業務執行を通じて、当社の企業価値の持続的成長に貢献できる人材として適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

5 藤野晴由（ふじのはるよし）

（昭和36年３月10日生）



■**所有する当社の株式の数**
7,800株

■**当社との特別の利害関係**
なし

■**当事業年度の取締役会出席回数**
16回中16回

■**取締役在任期間**
（本定時株主総会終結時点）
約２年

■略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

昭和58年４月	株式会社大丸入社
平成16年４月	同社グループ本社東京店新店準備室長
平成20年９月	当社百貨店事業政策部マーケティング企画推進室長
平成22年１月	株式会社大丸　東京店長兼東京新店第Ⅱ期増床計画室長
平成22年５月	株式会社大丸松坂屋百貨店執行役員東京店長 兼同社本社大丸東京新店第Ⅱ期増床計画室長
平成26年１月	当社執行役員　経営戦略統括部グループ事業構造改革担当
平成26年５月	当社取締役（現任） 当社常務執行役員（現任） 経営戦略統括部長（現任）
平成26年５月	株式会社パルコ社外取締役（現任）
平成26年６月	株式会社白青舎社外取締役（現任）

■取締役候補者とした理由

藤野晴由氏は、これまで百貨店事業会社において、新規事業開発の企画・推進、さらに東京店長としての店舗管理に取り組むなど、当社グループの事業全般に関して幅広い経験と知見を有しております。また、平成26年５月以来、当社の経営戦略統括部長を歴任し、海外展開、M＆Aによる業容の拡大ならびにグループ戦略の立案、推進を管掌いたしております。同氏は当社グループ戦略における各事業の役割、期待を踏まえた経営計画の策定ならびに総合的管理を行うことができる卓越した洞察力と高い構想力を有しておりますことから、取締役としての業務執行を通じて、当社の企業価値の持続的成長に貢献できる人材として適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

6 土井全一（どいぜんいち）

（昭和28年９月15日生）



■**所有する当社の株式の数**
31,000株

■**当社との特別の利害関係**
なし

■**当事業年度の取締役会出席回数**
就任後12回中12回

■**取締役在任期間**
（本定時株主総会終結時点）
約１年

■略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

昭和51年３月	株式会社松坂屋入社
平成14年５月	同社名古屋事業部企画室長
平成18年５月	同社執行役員　営業企画室長
平成20年５月	同社常務執行役員　総合企画室長 兼営業改革推進室長兼営業企画室長
平成21年１月	同社取締役兼執行役員　営業統括室長
平成22年３月	株式会社大丸松坂屋百貨店　取締役兼執行役員 同社営業本部営業企画室長
平成24年３月	同社営業本部お得意様営業統括室長
平成24年５月	同社取締役兼常務執行役員
平成27年１月	同社業務本部長兼コンプライアンス・リスク管理担当
平成27年５月	当社取締役（現任） 当社常務執行役員（現任） 当社業務統括部長（現任） 当社コンプライアンス・リスク管理担当（現任）

■取締役候補者とした理由

土井全一氏は、これまで株式会社大丸松坂屋百貨店の経営陣として、販売促進、顧客戦略、外商戦略など百貨店事業の中枢部門において手腕を発揮するなど、各担当分野における豊富な経験と知見を有しております。また、平成27年５月の当社取締役就任以来、業務統括部長として、主にコンプライアンス・リスク管理を管掌いたしております。同氏は、当社グループ戦略を踏まえ、当社グループの健全かつ適切な運営に不可欠なコンプライアンス・リスク管理方針、体制および適切な内部統制システムを構築する能力および小売業全般に関する知見に基づく卓越した組織へ浸透させる力を有しておりますことから、取締役としての業務執行を通じて、当社の企業価値の持続的成長に貢献できる人材として適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

7

新任候補者

若林勇人（わかばやし はやと）

（昭和36年８月31日生）



■**所有する当社の株式の数**
200株

■**当社との特別の利害関係**
なし

■略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

昭和60年４月	松下電器産業株式会社（現パナソニック株式会社）入社
平成10年４月	パナソニックファイナンシャルセンターマレーシア株式会社　社長
平成19年４月	松下電器（中国）財務有限公司薫事・総経理
平成21年２月	パナソニック株式会社本社財務・ＩＲグループ財務企画チームリーダー（部長）
平成25年７月	パナソニック株式会社コーポレート戦略本部財務・ＩＲグループゼネラルマネジャー兼財務戦略チームリーダー（理事）
平成27年４月	同社退職
平成27年５月	当社入社 当社業務統括部付　財務政策担当
平成27年９月	当社執行役員（現任） 当社業務統括部財務戦略・政策担当
平成28年３月	当社財務戦略統括部長兼財務政策担当（現任）

■取締役候補者とした理由

若林勇人氏は、パナソニック株式会社及びそのグループ会社において、主に財務部門でキャリアを積み、財務体質の強化、資金管理レベルの向上など、財務政策に関する適切な知見、経験を十分に有しておりますことから、昨年５月、当社グループに招聘いたしました。同氏には、今後の当社グループ全般に亘る財務戦略の構築および推進に重要な役割を担い、また、戦略性、変革のリーダーシップ、成果志向など当社が求める経営人材として相応しい能力を有しておりますことから、取締役としての業務執行を通じて、当社の企業価値の持続的成長に貢献できる人材として適任であると判断し、新たな取締役候補者といたしました。

8

社外取締役候補者

独立役員

橘・フクシマ・咲江（たちばな・フクシマ・さきえ）

（昭和24年９月10日生）



■**所有する当社の株式の数**
3,200株

■**当社との特別の利害関係**
なし

■**当事業年度の取締役会出席回数**
16回中16回

■**取締役在任期間**
（本定時株主総会終結時点）
約４年

■略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

昭和55年６月	ブラックストン・インターナショナル株式会社入社
昭和62年９月	ベイン・アンド・カンパニー株式会社入社
平成３年８月	コーン・フェリー・インターナショナル株式会社　日本支社プリンシパル
平成５年６月	同社パートナー
平成７年５月	同社米国本社取締役
平成12年９月	同社日本担当社長・米国本社取締役
平成13年５月	同社日本担当代表取締役社長・米国本社取締役
平成19年９月	同社日本担当代表取締役社長
平成21年５月	同社日本担当代表取締役会長
平成22年３月	株式会社ブリヂストン社外取締役（現任）
平成22年７月	Ｇ＆Ｓグローバル・アドバイザーズ株式会社代表取締役社長（現任）
平成22年８月	コーン・フェリー・インターナショナル株式会社 アジア・パシフィック・シニアアドバイザー
平成23年６月	味の素株式会社社外取締役（現任）
平成24年５月	当社社外取締役（現任）
平成25年６月	三菱商事株式会社社外取締役（現任）

■取締役候補者とした理由、その他社外取締役候補者に関する特記事項

・橘・フクシマ・咲江氏は、グローバルな視野を持つ人材に関する高い見識及び国際的な企業経営者としての豊富な知識、経験に基づき、平成24年の当社社外取締役就任以来、経営全般に関する方向性などについて、業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場から、適切な助言、監督を行い、取締役会の実効性向上に寄与してまいりました。このような実績を踏まえ、社外取締役として、コーポレート・ガバナンス強化の観点から、当社の経営に資するところが大きいと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。
・同氏は、株式会社東京証券取引所、株式会社名古屋証券取引所が一般株主保護のため確保することを義務付けている独立役員であります。
・当社は橘・フクシマ・咲江氏と、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結いたしております。

9

社外取締役候補者

独立役員

太田 義勝（おおた よしかつ）

（昭和16年12月28日生）



■**所有する当社の株式の数**
3,700株

■**当社との特別の利害関係**
なし

■**当事業年度の取締役会出席回数**
就任後12回中12回

■**取締役在任期間**
（本定時株主総会終結時点）
約１年

■**略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況**

昭和39年４月	ミノルタカメラ株式会社入社
平成３年６月	同社取締役 複写機事業部長兼複写機営業部長
平成６年７月	ミノルタ株式会社取締役 情報機器事業統括本部長兼情報機器営業本部長
平成７年６月	同社常務取締役
平成11年６月	同社代表取締役社長
平成13年４月	同社代表取締役社長執行役員
平成15年８月	コニカミノルタホールディングス株式会社取締役代表執行役副社長
平成15年10月	コニカミノルタビジネステクノロジーズ株式会社代表取締役社長
平成18年４月	コニカミノルタホールディングス株式会社取締役代表執行役社長
平成21年４月	同社取締役取締役会議長
平成24年６月	ヤマハ株式会社社外取締役（現任）
平成25年４月	コニカミノルタ株式会社取締役取締役会議長
平成26年４月	同社取締役
平成26年６月	同社特別顧問（現任）
平成27年５月	当社社外取締役（現任）

■**取締役候補者とした理由、その他社外取締役候補者に関する特記事項**

・太田義勝氏は、ミノルタ株式会社とコニカ株式会社による経営統合を推進し、委員会設置会社（現、指名委員会等設置会社）における取締役会議長を歴任されるなど、当社と同じ持株会社の経営者として、幅広い経験と豊富な知見を有しており、平成27年５月の当社社外取締役就任以来、グループ経営の推進などについて、業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場から、適切な助言、監督を行い、取締役会の実効性向上に寄与してまいりました。このような実績を踏まえ、社外取締役として、コーポレート・ガバナンス強化の観点から、当社の経営に資するところが大きいと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

・同氏は、株式会社東京証券取引所、株式会社名古屋証券取引所が一般株主保護のため確保することを義務付けている独立役員であります。

・当社は太田義勝氏と、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結いたしております。

第２号議案　平成27年度役員賞与支給の件

当期の業績、その他諸般の状況を総合的に勘案し、当期末時点における取締役９名（うち社外取締役２名）及び監査役５名に対し、役員賞与金を総額89,000,000円以内（うち、社外取締役分6,700,000円以内、監査役分10,000,000円以内）で支給いたしたいと存じます。各取締役及び各監査役に対する金額は、取締役については取締役会の決定に、監査役については監査役の協議によることといたします。

なにとぞご了承賜りますようお願い申しあげます。

（ご参考）

「取締役・監査役の報酬決定方針」

当連結会計年度（2015年度）に係る当社の取締役・監査役の報酬は、月額報酬と１年毎の業績に対応した成果・成功報酬型の年度役員賞与で構成されています。

なお、2016年度に係る当社の取締役・監査役の報酬は、本年６月以降支給分について、次のとおり変更することを予定しております。

【社内取締役の報酬】

・経営戦略・経営計画の完遂、目標とする会社業績の達成に向けたインセンティブ付与のため、報酬総額における年度役員賞与（業績連動報酬）の割合を増加させることとし、月額報酬60%、年度役員賞与40%（標準ランク）とする。

【社外取締役・監査役（社内・社外とも）の報酬】

・年度役員賞与を廃止し、月額報酬のみとする。

併せて、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向けて、社内取締役に対する中長期の業績に連動する報酬（株式対価報酬等）の2017年度以降導入を目指し、検討を進めてまいります。

以　上

株主メモ

剰余金の配当の基準日：期末２月末日　中間８月31日
定時株主総会の基準日：２月末日
定時株主総会：５月中に開催
公告方法：電子公告をもって行います。ただし、事故やその他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。
（登記ホームページ　http://www.j-front-retailing.com/）

株主名簿管理人
特別口座の口座管理機関：三菱UFJ信託銀行株式会社

同連絡先：三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部
〒137－8081　東京都江東区東砂七丁目10番11号
（通話料無料）　　（0120）232－711

（ご注意）
1．株主様の住所変更、買取請求その他各種お手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）で承ることとなっております。口座を開設されている証券会社等にお問合せください。株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行）ではお取り扱いできませんのでご注意ください。
2．特別口座に記録された株式に関する各種お手続きにつきましては、三菱UFJ信託銀行が口座管理機関となっておりますので、上記特別口座の口座管理機関（三菱UFJ信託銀行）にお問合せください。なお、三菱UFJ信託銀行全国各支店にてもお取次ぎいたします。

当社ホームページアドレス：http://www.j-front-retailing.com/
より詳細な開示情報や、最新の企業情報をご覧いただくことができます。

第９期定時株主総会　会場のご案内

会 場

東京都港区海岸一丁目11番１号
ニューピアホール

交通のご案内

JR線［浜松町駅］北口 ---► 徒歩７分
東京モノレール［浜松町駅］中央口 ---► 徒歩９分
都営地下鉄［大門駅］Ｂ１出口 ---► 徒歩８分
東京臨海新交通 ゆりかもめ［竹芝駅］東出口 ---► 徒歩２分



ニューピアホール外観



UD FONT 見やすく読みまちがえにくい ユニバーサルデザインフォントを採用しています。

VEGETABLE OIL INK 環境に配慮した植物油インキを使用しています。

第９期定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項

連結計算書類の連結注記表
計算書類の個別注記表

（平成27年３月１日から平成28年２月29日まで）

Ｊ.フロント リテイリング株式会社

連結注記表および個別注記表につきましては、法令および当社定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.j-front-retailing.com/）に掲載することにより株主の皆さまに提供しております。

連　結　注　記　表

（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等）

１．連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社　　２９社（株式会社大丸松坂屋百貨店、株式会社博多大丸、株式会社パルコ、大丸興業株式会社、ＪＦＲカード株式会社　他）

(2) 非連結子会社　　７社（博多大丸友の会株式会社、株式会社下関大丸友の会　他）

非連結子会社の合計の総資産、売上高、当期純損益（持分相当額）及び利益剰余金（持分相当額）は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

２．持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社

非連結子会社　　１社（株式会社ジャパン・リテール・アドバイザーズ）

平成27年11月11日付で、STRAITS PARCO RETAIL MANAGEMENT PTE LTDを清算結了いたしました。

関　連　会　社　　７社（株式会社スタイリングライフ・ホールディングス、株式会社千趣会　他）

平成27年４月22日及び５月７日付で株式会社千趣会の株式を取得し、持分法適用関連会社化いたしました。

平成27年８月３日付で、株式会社アパレルウェブを株式会社パルコの持分法適用関連会社化いたしました。

また、平成27年12月17日付で、株式会社白青舎の全株式を売却したため、当連結会計年度より持分法適用関連会社から除外しております。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社

非連結子会社　　６社（博多大丸友の会株式会社、株式会社下関大丸友の会、株式会社ＪＥＴクリーニング　他）

平成28年１月27日付で、株式会社横浜松坂屋友の会は清算結了いたしました。

また、平成28年１月４日付で株式会社ＪＥＴクリーニングはフォーレスト株式会社の100％子会社となり、社名を株式会社ホワイトエキスプレスより変更しております。

関　連　会　社　　２社（有限会社五光、マクロス株式会社）

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、それぞれ当期純損益及び利益剰余金に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

３．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、JFR PLAZA Inc.、PARCO（SINGAPORE）PTE LTD、大丸興業国際貿易（上海）有限公司、大丸興業（タイランド）株式会社及び台湾大丸興業股份有限公司の決算日は、12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

なお、その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

４．会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①　有　価　証　券

その他有価証券

時価のあるもの　　当連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの　　移動平均法による原価法
なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第２条第２項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② デリバティブ　　時価法

③ たな卸資産　　主として個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）
主として建物及び構築物は定額法、その他の有形固定資産は定率法を採用しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法　　ただし、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
なお、リース取引開始日が平成21年２月28日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。

(3) 重要な繰延資産の処理方法

社債発行費
償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率を使用し、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金
従業員に対する賞与支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

③ 役員賞与引当金
役員に対する賞与支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

④ 返品調整引当金
当連結会計年度末日以降に発生が予測される返品による損失に備えるため、税法の規定による損金算入限度相当額を計上しております。

⑤ 単行本在庫調整引当金
出版後一定期間を経過した単行本について売れ残り在庫の発生による損失に備えるため、税法の規定による損金算入限度相当額を計上しております。

⑥ 販売促進引当金
販売促進を目的とするポイント制度により発行されたポイントの未引換額に対し、過去の回収実績率に基づく将来の利用見込額を計上しております。

⑦ 商品券等回収損失引当金
商品券等が負債計上中止後に回収された場合に発生する損失に備えるため、過去の実績に基づく将来の回収見込額を計上しております。

⑧ 事業整理損失引当金
関係会社の事業整理及び店舗閉鎖に伴う損失に備えるため、所要額を計上しております。

⑨ 役員退職慰労引当金
一部の連結子会社において、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を引当計上しております。

⑩ 店舗建替損失引当金
店舗建替えに伴い発生する損失に備えるため、所要額を計上しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、為替予約等の振当処理の対象となっている外貨建金銭債権債務については、当該為替予約等の円貨額に換算しております。

(6) 退職給付に係る会計処理の方法
① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年から12年）による定額法により按分した額を発生年度から費用処理しております。
また、数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年から12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

③ 未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理方法
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法
① ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段：為替予約取引、金利スワップ取引
ヘッジ対象：外貨建営業債権債務、外貨建予定取引、借入金及び借入金の支払利息

③ ヘッジ方針
当社グループのリスク管理方針に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジすることを目的として実施することとしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象及びヘッジ手段について、毎連結会計年度末に個別取引ごとのヘッジ効果を検証しておりますが、ヘッジ対象の資産又は負債とヘッジ手段について元本・利率・期間等の重要な条件が同一である場合には、本検証を省略することとしております。

(8) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、発生以後５年間で均等償却しており、金額の僅少なものは、発生年度に全額を一括償却しております。

(9) 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

５．会計方針の変更

たな卸資産の評価方法の変更

当社の主要な子会社である株式会社大丸松坂屋百貨店等における商品の評価方法は、従来、売価還元法による低価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっておりましたが、個別原価を把握できるシステムが本稼動し、より精緻な原価管理が可能となったため、当連結会計年度より、個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）に変更しております。

当該会計方針の変更は遡及適用され、当連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、利益剰余金の当期首残高は204百万円減少しております。

退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が2,065百万円増加し、退職給付に係る資産が2,640百万円、利益剰余金が3,065百万円、少数株主持分が114百万円それぞれ減少しております。また、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

６．追加情報

決算日後の法人税等の税率変更に係る事項

平成28年３月31日に、「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が公布され、平成28年４月１日以降開始する連結会計年度より法人税率等が変更されることとなりました。

これに伴い、平成29年３月１日から開始する連結会計年度において解消が見込まれる一時差異等については、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率が32.3%から30.9%に、また、平成31年３月１日から開始する連結会計年度以降において解消が見込まれる一時差異等については、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率が30.6%に変更されます。

この変更により、当連結会計年度末における一時差異等を基礎として再計算した場合、流動資産の繰延税金資産が169百万円、固定資産の繰延税金資産が173百万円、固定負債の繰延税金負債が4,762百万円、再評価に係る繰延税金負債が61百万円、退職給付に係る調整累計額（貸方）が223百万円それぞれ減少し、その他有価証券評価差額金（貸方）が53百万円、少数株主持分（貸方）が316百万円、法人税等調整額（貸方）が4,345百万円それぞれ増加いたします。

（連結貸借対照表に関する注記）

１．有形固定資産の減価償却累計額　291,437百万円

２．担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	10,779百万円
土地	10,798百万円
投資有価証券	265百万円
その他	51百万円
計	21,894百万円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	1,000百万円
長期借入金	1,625百万円
その他	524百万円
計	3,149百万円

３．保証債務

従業員住宅他融資の保証	12百万円
株式会社ＪＥＴクリーニング（フォーレスト株式会社の子会社）リース契約保証	81百万円
計	94百万円

（連結株主資本等変動計算書に関する注記）

１．当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式　２６８，１１９，１６４株

２．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成27年４月９日取締役会	普通株式	3,432	13.00	平成27年２月28日	平成27年５月８日
平成27年10月６日取締役会	普通株式	3,400	13.00	平成27年８月31日	平成27年11月10日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成28年４月７日取締役会	普通株式	利益剰余金	3,661	14.00	平成28年２月29日	平成28年５月６日

３．当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　８，５００株

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い預金及び債券等に限定し、また、資金調達については銀行借入、コマーシャル・ペーパー発行、社債発行及び債権流動化等による方針です。デリバティブは、外貨建金銭債権債務の為替変動リスク及び借入金、社債の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

また、敷金及び保証金は主に店舗の賃借に伴うもので、賃貸人の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループ各社において取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、回収懸念の早期把握や軽減に努めております。

投資有価証券である株式等は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価を把握するとともに、株式の保有状況についても継続的に見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに未払法人税等は、そのほとんどが１年以内の支払期日です。その一部には外貨建てのものがあり為替変動リスクに晒されておりますが、当該リスクを回避するために、決済額の一部について為替予約を行っております。

短期借入金、コマーシャル・ペーパー及び債権流動化等は、主に営業取引に係る資金調達であり、社債及び長期借入金は、主に設備投資に係る資金調達です。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち長期のものの一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。ヘッジの有効性の評価方法については、個別取引ごとのヘッジ効果を定期的に検証しております。なお、金利スワップの特例処理の要件を満たしているものについては、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、営業債務や借入金等は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次で資金繰計画を作成するなどの方法により管理するとともに、主要取引銀行とのコミットメントライン契約及び当座借越契約により充分な手許流動性を確保しております。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成28年２月29日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。（（注２）参照）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額（※１）	時価（※１）	差額
(1) 現金及び預金	32,439	32,439	－
(2) 受取手形及び売掛金	68,049	68,049	－
(3) 有価証券及び投資有価証券			
① その他有価証券	16,951	16,951	－
② 関連会社株式	11,980	8,128	△ 3,851
(4) 敷金及び保証金	36,679	36,304	△ 374
(5) 支払手形及び買掛金	(90,768)	(90,768)	－
(6) 短期借入金	(8,439)	(8,439)	－
(7) コマーシャル・ペーパー	(30,798)	(30,798)	－
(8) 未払法人税等	(8,322)	(8,322)	－
(9) 社債	(27,000)	(27,260)	260
(10) 長期借入金	(114,685)	(115,951)	1,266
(11) デリバティブ取引（※２）	(83)	(83)	－

（※１）負債に計上されているものは、（ ）で示しております。

（※２）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務を純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目について（ ）で示しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは主に短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。なお、(1) 現金及び預金には１年超の定期預金を含めております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券については取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

(4) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、将来キャッシュ・フローを、信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、１年内回収予定の敷金及び保証金を含めております。

(5) 支払手形及び買掛金、(6) 短期借入金、(7) コマーシャル・ペーパー並びに(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(9) 社債

社債の時価については、市場価格に基づいて算定しております。なお、１年内償還予定の社債を含めております。

(10) 長期借入金

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、そのうちの一部は、金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

固定金利によるものは、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。なお、１年内返済予定の長期借入金を含めております。

(11) デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引金融機関等から提示された価格に基づき算定しております。

金利スワップの特例処理及び為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金及び売掛金・買掛金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金及び売掛金・買掛金の時価に含めて記載しております。（上記(10) 参照）

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（連結貸借対照表計上額19,286百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

敷金及び保証金の一部（連結貸借対照表計上額26,303百万円）及び長期預り保証金（連結貸借対照表計上額31,820百万円）については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もること等が極めて困難と認められることから、時価算定の対象としておりません。

（賃貸等不動産に関する注記）

１．賃貸等不動産の状況に関する事項

当社の一部の子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のビル（土地を含む。）を有しております。

２．賃貸等不動産の時価に関する事項

（単位：百万円）

連結貸借対照表計上額	当連結会計年度末の時価
119,556	116,951

（注１）連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

（注２）当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による「不動産鑑定評価基準」に基づく金額等であり、その他の物件については指標等を用いて自社で調整を行った金額であります。

（注３）銀座六丁目10地区市街地再開発等（連結貸借対照表計上額　129,754百万円）は、大規模な商業施設を開発するものであり、現在開発途中であることから、時価を把握することが極めて困難であるため、上表に含めておりません。

（１株当たり情報に関する注記）

１．１株当たり純資産額　1,467円５銭

２．１株当たり当期純利益　100円42銭

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

個　別　注　記　表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券	
時価のあるもの	期末日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの	移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ	時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯　　蔵　　品	先入先出法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

２．固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）	
建物及び構築物	定額法
その他の有形固定資産	定率法
無形固定資産（リース資産を除く）	定額法 ただし、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。
リース資産	
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

３．繰延資産の処理方法

社 債 発 行 費	償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

４．引当金の計上基準

賞 与 引 当 金	従業員に対する賞与支給に備えるため、支給見込額を計上しております。
役員賞与引当金	役員に対する賞与支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

５．ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法	金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。
ヘッジ手段とヘッジ対象	
ヘ ッ ジ 手 段	金利スワップ取引
ヘ ッ ジ 対 象	借入金及び借入金の支払利息
ヘ ッ ジ 方 針	リスク管理方針に基づき、金利変動リスクをヘッジすることを目的として実施することとしております。
ヘッジ有効性評価の方法	ヘッジ対象及びヘッジ手段について、毎事業年度末に個別取引ごとのヘッジ効果を検証しておりますが、ヘッジ対象の資産又は負債とヘッジ手段について元本・利率・期間等の重要な条件が同一である場合には、本検証を省略することとしております。

６．消費税等の会計処理方法　　消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
なお、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等は長期前払費用に計上のうえ５年間で均等償却しております。

（貸借対照表に関する注記）

１．有形固定資産の減価償却累計額　　90百万円

２．保証債務残高

株式会社大丸松坂屋百貨店

取引先からの要請に基づく顧客からの預かり旅行代金に対する保証

0百万円

（損益計算書に関する注記）

関係会社との取引高

営業収益	12,213百万円
一般管理費	144百万円
営業取引以外の取引高	1,273百万円

（株主資本等変動計算書に関する注記）

１．当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数	普通株式	268,119,164株
２．当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数	普通株式	6,575,238株

（税効果会計に関する注記）

１．繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	55百万円
未払保険料	7百万円
未払事業税	16百万円
繰越欠損金	23百万円
関係会社株式評価損	634百万円
関係会社支援損	96百万円
その他	28百万円
繰延税金資産小計	863百万円
評価性引当額	△730百万円
繰延税金資産合計	132百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	8百万円
繰延税金資産の純額	123百万円

繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産－繰延税金資産	129百万円
固定負債－繰延税金負債	5百万円

２．決算日後の法人税等の税率変更に係る事項

平成28年３月31日に、「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が公布され、平成28年４月１日以降開始する事業年度より法人税率等が変更されることとなりました。

これに伴い、平成29年３月１日から開始する事業年度において解消が見込まれる一時差異等については、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率が32.3%から30.9%に、また、平成31年３月１日から開始する事業年度以降において解消が見込まれる一時差異等については、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率が30.6%に変更されます。

なお、この変更による影響は軽微であります。

（関連当事者との取引に関する注記）

子会社及び関連会社等

（単位：百万円）

種　類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注５）	科　目	期末残高
子会社	株式会社 大丸松坂屋百貨店	所有 直接100%	役員の兼任 経営指導	経営指導料の受取(注1)	2,409	―	―
				資金の貸付	15,000	短期貸付金	18,640
				貸付金の回収	18,640	長期貸付金	50,640
				利息の受取(注２)	652	―	―
子会社	株式会社ＪＦＲ オフィスサポート	所有 直接100%	役員の兼任 経営指導	資金の貸付・回収(注3)	8,642	短期貸付金	9,309
				利息の受取(注２)	37	―	―
子会社	株式会社 ＪＦＲオンライン	所有 直接100%	役員の兼任 経営指導	関係会社支援（注4）	300	―	―

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）経営指導料については、契約条件により決定しております。

（注２）貸付の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

（注３）資金の貸付及び回収取引が反復的に行われているため、取引金額の欄には期中の平均残高を記載しております。

（注４）子会社に対する経営支援として必要と当社が判断し、決定したものを計上しております。

（注５）取引金額には消費税等は含まれておりません。

（１株当たり情報に関する注記）

１．１株当たり純資産額　　1,161円27銭

２．１株当たり当期純利益　　26円22銭